

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28

合衆国連邦地方裁判所  
カリフォルニア北部地区  
サンノゼ管区

原告：連邦取引委員会

事件番号：17-CV-00220-LHK

被告：QUALCOMM INCORPORATED (クアルコム)

**事実認定および法律上の結論**

原告米連邦取引委員会（「FTC」）は、連邦取引委員会法（合衆国法律集第15編第45条第 b 項）の第 5 条第 a 項に抵触するとして、被告 QUALCOMM INCORPORATED（「クアルコム」）を提訴し、恒久的差し止命令を求めている。具体的には、FTC は、クアルコムが、相互関連する同社の一連の商慣行を通じ、モデムチップとも呼ばれるベースバンドプロセッサの 2 市場における競争を阻害したと申立てている。連邦取引委員会法では「不公正な競争方法」を禁止しており、これにはシャーマン法への違反も含まれる。FTC は、クアルコムの商慣行が (1) シャーマン法第 1 条（合衆国法律集第 15 編第 1 条）および (2) シャーマン法第 2 条（合衆国法律集第 15 編第 2 条）、ならびに (3) 連邦取引委員会法第 5 条（合衆国法律集第 15 編第 45 条第 b 項）に抵触すると主張している（電子事例ファイル番号第 966 号）。

2017 年 4 月 3 日、クアルコムは、FTC の訴えを却下する申立てをした（電子事例ファイル番号第 69 号）。2017 年 6 月 26 日、裁判所は、クアルコムの訴え却下の申立てを退けた（電子事例ファイル番号第 134 号）。

1 2018年8月30日、FTCは、部分的略式判決の申立てをした。クアルコムはATISおよびTIAの  
2 標準を実施する上で欠かせない特許権を保有しているため、2つの標準化団体（「SSO」）、電気  
3 通信標準化連合（「ATIS」）および電気通信工業会（「TIA」）に対して誓約を立てている。上記  
4 申立ての争点は、当該誓約に、公正で合理的かつ非差別的な条件で同社特許権のライセンスを他  
5 のモデムチップ供給業者に供与する義務が盛り込まれていたか、ということである（電子事例フ  
6 ァイル番号第792号）。2018年11月6日、裁判所は部分的略式判決を求めるFTCの申立てを認めた  
7 （電子事例ファイル番号第931号）。

9 裁判所は、この問題について2019年1月4日から10日間のベンチトライアル（陪審員を伴わ  
10 ない裁判）を実施した。2019年1月29日に両当事者による最終弁論が行われた。弁護士の証拠と議  
11 論、関連する法律、および本事件の記録を検討した結果、裁判所は、ここに以下の事実認定と法  
12 的結論を記録する。

#### 14 I. 合意済みの事実

15 両当事者は、以下の事実について合意している。

- 16 1. クアルコムは、カリフォルニア州サンディエゴに本社を有する（電子事例ファイル番号第  
17 1326号、1頁）。
- 18 2. クアルコムは、少なくとも1989年から現在まで、法人である（同典拠）。
- 19 3. クアルコムは、少なくとも1989年から現在まで、州間通商および国際通商に携わっている  
20 （同典拠）。
- 21 4. チップ、ソフトウェア事業に関連するクアルコムの事業部門は、Qualcomm CDMA  
22 Technologies（「QCT」）と呼ばれる。特許ライセンスに関連するクアルコムの事業部門は、  
23 Qualcomm Technology Licensing（「QTL」）と呼ばれる（同典拠）。
- 24 5. クアルコムは2012年、クアルコムの完全子会社であるQualcomm Technologies, Inc.  
25 （「QTI」）を設立した。QTIは、クアルコムの製品、サービス事業（QCTを含む）の実質すべ  
26 てと、クアルコムの技術、研究、開発機能の実質すべてを経営している。クアルコムは、引  
27  
28

- 1 き続きQTLを経営している（同典拠）。
- 2 6. Qualcomm CDMA Technologies Asia-Pacific Pte, Ltd.（「QCTAP」）は、シンガポールの法  
3 人であり、クアルコムが間接所有する完全子会社である（同典拠）。
- 4 7. 移動通信は、無線通信標準を実装する広域分布網に依存している（同典拠）。
- 5 8. 一部の商標製品製造業者（「OEM」）は、米国の主要な無線ネットワークで運用することを目  
6 的とし、携帯端末に使用するマルチモードモデムチップを購入している（同典拠、2頁）。
- 7 9. 携帯端末は、Samsung、Huawei、Apple、Xiaomi、OPPO、VIVO、Google、Lenovo/Motorola  
8 Mobility、LGEなどのOEMによって設計、営業、および販売されている（同典拠）。
- 9 10. 消費者は、さまざまな理由で携帯端末を購入する。これには（a）無線通信網を介して高速で  
10 データを送受信する性能（今日まで広く商業化されている最高速度の通信標準であるLong  
11 Term Evolution（「LTE」）を実装するものなど）、および（b）音声通話の性能などが含ま  
12 れる（同典拠）。
- 13 11. 第3世代パートナーシッププロジェクト（「3GPP」）および第3世代パートナーシッププロジ  
14 ェクト2（「3GPP2」）は、標準開発組織（「SDO」）または標準制定組織（「SSO」）<sup>1</sup>、およ  
15 び通信規格の技術仕様を開発するその他の業界参加者による国際的な共同パートナーシップ  
16 である（同典拠）。
- 17 12. 3GPPの現在の「組織パートナー」は、7地域のSSOである。具体的には、欧州電気通信標準化  
18 機構（「ETSI」）、電気通信標準化連合（「ATIS」）、日本電波産業会（「ARIB」）、日本  
19 情報通信技術委員会（「TTC」）、中国通信標準協会（「CCSA」）、インド通信標準開発協会  
20 （「TSDSI」）、および韓国情報通信技術協会（「TTA」）である（同典拠）。
- 21 22 23 24 25 13. 3GPP2の現在の組織パートナーは、5地域のSSOである。具体的には、米国電気通信工業会

26  
27  
28 <sup>1</sup> 裁判所の先の命令にならい（ECF No. 9313 頁、脚注 2 参照）、裁判所はこれらの標準化団体を SSO と呼ぶ。

- 1 (「TIA」)、ARIB、TTC、CCSA、およびTTAである(同典拠)。
- 2 14. 移動通信の基準は、第2世代(「2G」)、第3世代(「3G」)、第4世代(「4G」)の規格を含  
3 め、「世代」を通して進化してきた(同典拠)。
- 4 15. 2G通信規格には、Global System for Mobile(「GSM」)およびcdmaOne(「TIA/EIA/IS-95」  
5 または「IS-95」と呼ばれることもある)が含まれる(同典拠)。
- 6 16. ETSIは、通信規格としてGSMを採用した。ETSIはさらに、GSMの改良規格として、General  
7 Packet Radio Service(「GPRS」)およびEnhanced Data Global Evolution(「EDGE」)も  
8 採用した。これらは2G規格とみなされる(同典拠、2-3頁)。
- 9 17. GSMは、時分割多元接続(「TDMA」)技術を使用する(同典拠、3頁)。
- 10 18. TIAは、通信規格としてcdmaOneを採用した。TIAはさらに、cdmaOneの改良規格として、IS-  
11 95AおよびIS-95Bも採用した。これらは2G規格とみなされる(同典拠)。
- 12 19. cdmaOneは、符号分割多元接続(「CDMA」)技術を使用する(同典拠)。
- 13 20. 3G通信規格には、Universal Mobile Telecommunications System(「UMTS」)および  
14 CDMA2000が含まれる(同典拠)。
- 15 21. UMTSとは、3GPP内に標準化された次の3つの3G通信エアインターフェイスを包括的に表す用語  
16 である。1つ目は、一般にWideband CDMA(「WCDMA」)と呼ばれ、世界中で使用されるUTRA-  
17 FDDである。2つ目は、ほとんど展開されていないUTRA-TDD HCRである。3つ目は、一般に同期  
18 CDMA(「TD-SCDMA」)と呼ばれ、主に中国で使用されるUTRA-TDD LCRである(同典拠)。
- 19 22. CDMA2000群の規格には、1xRTTと呼ばれることが多いCDMA2000 1x、および1xEV-DOまたはEV-  
20 DOと呼ばれる高速パケットデータが含まれる(同典拠)。
- 21 23. CDMA2000は、3GPP2によって標準化された(同典拠)。
- 22 24. 米国では、AT&TとT-MobileがWCDMA網を運用した。VerizonとSprintはCDMA2000網を運用した  
23 (同典拠)。
- 24 25. 米国の主要4通信事業者(Verizon、AT&T、T-Mobile、およびSprint)は全社、LTEを導入し  
25
- 26
- 27
- 28

1 た。これには、4G規格であるLTE-Advanced、または「LTE-A」規格も含まれる（同典拠）。

2 26. LTEは、ダウンリンク送信に直交周波数分割多元接続（「OFDMA」）技術を使用し、アップリ  
3 ンク送信にシングルキャリア周波数分割多元接続（「SC-FDMA」）技術を使用する（同典拠）。

4 27. LTEは、3GPPによって標準化された（同典拠、4頁）。

## 5 II. 背景

6 裁判所は、通信規格標準化団体（「SSO」）、クアルコムの特許ライセンス契約、クアルコム  
7 のモデムチップ事業、クアルコムの特許慣行に対する反トラスト法調査、およびクアルコ  
8 ムの証人多数の信用性について議論する。

### 9 A. SSOおよびFRAND条件

10 標準化団体（「SSO」）とは、通信規格の技術仕様を開発する業界関係者による国際的な  
11 共同機関である（電子事例ファイル番号第1326号、2頁）。これらの技術仕様は、移動通信業界の  
12 関係者（モデムチップ供給業者、端末商標製品製造業者（「OEM」）、インフラ提供企業、通信事  
13 業者など）が、相互通信可能な、規格に準拠した端末を開発できるよう保証している。（CX6786-  
14 R、19頁6～22行目）。通信規格は時と共に進化している。したがって、LTE第1世代は2008年に標  
15 準化されたが、標準化の貢献者が新しい機能を開発するたびに新世代LTEが登場した（記録謄本、  
16 1320頁19行目-1321頁2行目）。

17 通信規格には、特許技術が組み込まれている場合がある。技術規格に必須の特許は、標準  
18 必須特許（「SEP」）と呼ばれる（記録謄本、1396頁3～7行目）。SEP保有者は、他の業界参加者  
19 による通信規格の実装を阻害することが可能である。そのためSSOは、SEP保有者の特許を通信規  
20 格に組み込む前に、公正、合理的、かつ非差別的な（「FRAND」）条件でライセンス供与すること  
21 を誓約するようSEP保有者に義務付けている（QX2776-001）。たとえば、SSOである電気通信工業  
22 会（「TIA」）の知的財産方針では、SEP所有者がTIAに次の誓約をする必要がある。「以下に署名  
23 のなされた特許権者が保有する全ての必須特許に基づくライセンスは、合理的かつ非差別的な諸  
24 条件のもと、全申請人が利用できる」（Fed. Trade Comm' n v. Qualcomm, 2018 WL 5848999、\*3  
25  
26  
27  
28

1 頁)。

2 FRAND条件でSEPを許諾するというこの約束は、一般にSEP保有者のFRAND誓約と呼ばれる  
3 (記録謄本、1423頁23～25行目)。略式判決において裁判所は、SSO (TIAおよびATIS) に対して  
4 FRAND誓約を立てた以上、同社は競合モデムチップ供給業者にモデムチップのSEPライセンスを許  
5 諾する必要があると判示した (Fed. Trade Comm' n v. Qualcomm Inc., 2018 WL 5848999、\*1頁)。

## 7 B. クアルコムの特許ライセンス契約

8 Qualcomm Technology Licensing (「QTL」) は、クアルコムの特許ポートフォリオの実施  
9 権を許諾する部門である (CX7257-007)。QTLは、(1) 無線通信標準必須特許 (「SEP」)、(2)  
10 非無線通信SEP、(3) 非SEP、という3つの広義区分の特許を保有し、それらの実施権を許諾して  
11 いる。これらは実施特許としても知られている (記録謄本、1537頁20行目～1538頁4行目；  
12 CX7257-007)。無線通信SEPは、特定の通信標準を実施するためにするために必要な特許である  
13 (QX2776-042から-043)<sup>2</sup>。対照的に、非無線通信SEPは、非無線通信標準の実施に必要である (記  
14 録謄本、1537頁24行目～1538頁1行目)。非SEPは、どの標準の実施にも必要とされない特許であ  
15 る (同典拠、1538頁2～4行目)。Liren Chen (QTL技術部最高責任者兼法務担当) は裁判において、  
16 クアルコムが、2018年3月の時点で約140,000件の特許および係属中の特許出願を保有していると  
17 推定した (記録謄本、1540頁14～17行目)。

18  
19  
20 クアルコムは、主に「ポートフォリオベース」で特許の実施権を許諾している。つまりラ  
21 イセンシーは、クアルコムの特許の3区分すべて (無線通信SEP、非無線通信SEP、非SEP) に対し  
22 て料金を支払い、実施権を受ける (記録謄本、1972頁19～24行目)。クアルコムは、SEPの実施権  
23 を単体で許諾する場合もある (記録謄本、1991頁13～18行目；CX7257-014)。クアルコムは、同  
24 社が証券取引委員会 (「SEC」) に提出した2017年度の年次業績報告書 (10-K) において、SEP限  
25 定ライセンスがクアルコムの特許収入に「悪影響を及ぼす」と述べている。なぜなら同社  
26

1 は、SEP限定ライセンスのロイヤリティ料率よりも、ポートフォリオライセンスのロイヤリティ料  
2 率を高額に設定して徴収していたからである（CX7257-027）。

3 1990年、クアルコムはCDMA特許の実施権の許諾を開始した。Irwin Jacobs博士（クアルコ  
4 ム共同創設者で前CEO）<sup>3</sup>によれば、クアルコムが最初に特許の実施権を許諾したのは、継続的に研  
5 究開発を行うための資金調達のためであった（記録謄本、1265頁24行目～1266頁22行目）。1990  
6 年7月24日、クアルコムは、AT&Tと特許ライセンス契約を締結した。同契約においてクアルコムは、  
7 携帯端末の売上げに対して4%のロイヤリティ料率を徴収し、チップセットの売上げに対してはロ  
8 イヤリティを徴収しなかった（JX0002-006：電子事例ファイル番号第1326号、4頁）。クアルコム  
9 は、1990年7月にMotorolaと同様の特許ライセンス契約を締結した。同契約においてクアルコムは、  
10 携帯端末の売上げに対して4%のロイヤリティ料率を徴収し、チップセットの売上げに対してはロ  
11 イヤリティを徴収しなかった（記録謄本、216頁20行目～217頁3行目：JX0003-005）。

12 1999年の電子メールにおいて、Steve Altman（後のクアルコム社長）は、Marv Blecker  
13 （QTL上級副社長）に、クアルコムが競合モデムチップ供給業者にライセンスを供与する引き換え  
14 に、チップセットの売上げに3%のロイヤリティ料率を課したと語った（CX8177-001）。具体的に  
15 は、Altmanは電子メール内で次のように述べている。「他のASICライセンシーは、クアルコムに  
16 最低額設定なしで3%のロイヤリティを支払う」（同典拠）。

17 ある時点で、クアルコムは競合モデムチップ供給業者へのライセンス供与を停止し、その  
18 代わりにOEMに限定してライセンス供与を実施し、各端末販売価格の5%のロイヤリティを条件とし  
19 た。このようなライセンス契約はSubscriber Unit License Agreements（「SULA」）と呼ばれる  
20 （JX0030参照（クアルコム、BenQ間のSULA））。OEMは、SULAがあれば、クアルコムからの侵害訴  
21 訟を恐れることなく、クアルコムの特許を実施する携帯端末を販売できる（記録謄本、1426頁2～  
22

---

23  
24  
25  
26  
27  
28 <sup>5</sup> Project Phoenix とは、2015年にクアルコムが実施した分析であり、QTLとQCTを分割  
するかどうかについての問題が議論された。CalTechとは、QCTにおけるProject Phoenixのコード名であ  
った（記録謄本96頁20-21行目）。

1 10行目)。通常のSULAでは、クアルコムが実施権許諾の対価としてライセンシーのエンドユーザ  
2 一端末の卸売純価格に応じた上限付きのロイヤリティ料率 (から適用控除額を差し引いたもの)  
3 を受領することが合意されていた (電子事例ファイル番号第1326号、10頁)。エンドユーザー一端  
4 末とは携帯端末であり、両当事者はこれを携帯電話と定義している (電子事例ファイル番号第  
5 1326号、2頁)。

7 具体的には、クアルコムは、同社のCDMA特許ポートフォリオの実施権を許諾する対価とし  
8 て、携帯端末の売上げに対して5%のロイヤリティを徴収する。ポートフォリオにはCDMAのSEPおよ  
9 び非SEPも含まれる (記録謄本、1399頁21~24行目)。クアルコムのLTEポートフォリオについて  
10 は、同社はこれまで4%のロイヤリティ料率を徴収してきた (同典拠、1400頁11~16行目)。クア  
11 ルコムのSULAでは、SULAを締結する時点で存在する同社の関連特許と、ライセンス期間中に付与  
12 された追加の関連特許との両方に実施権が許諾される (記録謄本、1397頁5~8行目)。

14 クアルコムは、携帯端末のロイヤリティ対象額または正味販売価格の上限を400ドルに定  
15 めた (記録謄本、1979頁19~23行目 : JX0122-010 (Samsung、クアルコム間SULAにおけるロイヤル  
16 ティ対象額の上限))。一部のSULAにおいては、クアルコムは、携帯端末の売上げに対するロイ  
17 ヤリティ料率に加えて、さらに一時金を徴収している (JX0042-011参照 (Wistron、クアルコム間  
18 SULAにおける実施料一時金))。さらにクアルコムは、OEMが保有する特許を、時にはロイヤリテ  
19 ィ無償で同社にクロスライセンスすることをSULAにおいて要求している (記録謄本、1398頁11~  
20 13行目 : CX7257-015)。

22 2014年、クアルコムの商慣行が、反トラスト法に責任を負う中国の政府機関、国家発展改  
23 革委員会 (「NDRC」) の調査を受けた。その後クアルコムは、一定のロイヤリティ料率およびラ  
24 イセンス慣行の変更を余儀なくされた (記録謄本、1981頁9~16行目)。NDRCは「業務改善計画」  
25 を打ち出し、中国特許についてはSEP限定ライセンスを特定料率で供与するようクアルコムに要求  
26 している (同典拠、1400頁17~25行目 : CX7257-014)。結果として生じた契約が、中国特許ライ  
27 センス契約 (「CPLA」) である (記録謄本、1457頁14行目~1458頁3行目)。  
28



1 CPLAはSEP限定ライセンスであるが、当該契約においてクアルコムは、複数の通信標準に  
2 準拠する携帯端末の売上げに対して5%のロイヤリティ料率、LTE限定の携帯端末の売上げに対して  
3 3.5%のロイヤリティ料率を徴収している。ただしCPLAにおいては、これらの料率は、携帯端末価  
4 格の65%から算出され、かつ中国国内の使用のために中国国内で製造、販売された携帯端末にのみ  
5 適用される（同典拠、1400頁17～25行目：QX9266-365（Lenovo、クアルコム間のCPLA））。以下  
6 で詳説するように、2015年のクアルコム取締役会で発表されたプレゼンでは、同社が中国政府に1  
7 億5000万ドルの寄付をすることで、より厳しい料率引き下げを回避できた旨の説明がなされた  
8 （CX3755-004）。

9  
10 クアルコムは現在、携帯端末が中国国内の使用だけのために中国国内で製造、販売された  
11 かどうかに関係なく、他のSEP限定ライセンスでも同じロイヤリティ料率を徴収している（記録謄  
12 本、1401頁1～4行目）。

13  
14 特許権の実施許諾は、クアルコムにとって非常に利益の多い事業である。2015年、David  
15 Wise（クアルコム上級副社長兼財務責任者）は、Alex Rogers（QTL社長）に発表したプレゼン中  
16 で「QTLの価値は500億ドル～700億ドルであり、当社の価値の大部分を占めている」、「ロイヤリ  
17 ティ1ポイントあたり160億ドル～200億ドルである。」と述べている（CX5953-004）。裁判中ワイ  
18 ズは、QTLが「クアルコムの価値の少なくとも3分の2を占め」てきたことに同意した（記録謄本、  
19 91頁14～17行目）。クアルコムの2017年の戦略計画には、QTLが2016年に77億ドルの収益を得たこ  
20 とが示されている（CX7122-026）。この数字は、Ericsson、Nokia、Interdigitalを含めた他の特  
21 許権保有事業者12社の2016年ライセンス収入を合計した額を上回っている（同典拠）。クアルコ  
22 ムが証拠として提出したBain Consultingによる2012年の発表資料の中で、Bain Consultingは、  
23 2011年時点で携帯端末分野において「クアルコムが世界の特許ライセンス収入の25%を有し」てお  
24 り、モデムチップ特許ライセンス収入全体の50%以上をクアルコムが獲得したことを結論付けた  
25 （QX0121A-009）。

26  
27  
28 **C. クアルコムによるモデムチップの販売**

1 次に裁判所は、クアルコムのモデムチップ<sup>4</sup>供給部門である、Qualcomm CDMA Technologies  
2 (「QCT」) の概要を提示する。クアルコムは「ファブレス」モデムチップ供給業者である。つま  
3 りQCTは、QCTモデムチップの製造を第三者に委託している (CX7257-013)。モデムチップを搭載  
4 することにより、携帯端末同士が無線通信網を介して通信できるようになる (記録謄本、553頁25  
5 行目～554頁2行目)。携帯端末を製造するOEMは、モデムチップを購入して端末に実装しなければ  
6 ならない (CX0507-001)。OEMは、携帯端末の設計プロセスにモデムチップを統合しなければなら  
7 ないため、携帯端末の商品化を計画する2年も前から潜在的なモデムチップ供給業者と協働するこ  
8 ともある (記録謄本、674頁16～21行目 : CX0507-001)。

9  
10 モデムチップには、「シングルモード」または「マルチモード」がある。シングルモード  
11 のモデムチップは、1つの通信規格 (CDMAなど) にしか準拠していないが、マルチモードのモデム  
12 チップは、1つのチップで複数の規格に準拠している (記録謄本、1352頁21～25行目)。たとえば、  
13 クアルコムのモデムチップMSM 7600は、6つの異なる通信規格に準拠している (同典拠、1372頁8  
14 ～25行目)。マルチモードのモデムによれば、グローバルローミングが可能となる。世界では通  
15 信事業者によって様々な通信規格が使われているためである (同典拠、1352頁24行目～1353頁2行  
16 目)。

17  
18  
19 モデムチップには、さらにさまざまな機能も含まれている。「薄型モデム (セルラーモデ  
20 ム)」とは、中核となる無線通信機能のみを有する独立型のモデムチップである (記録謄本、  
21 1378頁7～14行目)。主要なOEMであるAppleは、外部モデムチップ供給業者から薄型モデムを調達  
22 し、アプリケーション・プロセッサを内製しており、同プロセッサにはスマートフォンに必要な  
23 マルチメディア機能が含まれている (同典拠)。他のOEMも同様に、薄型モデムを調達し、アプリ  
24 ケーション・プロセッサとペアリングしている (記録謄本、457頁5～9行目)。対照的に、「シス  
25

26  
27  
28 <sup>5</sup> Project Phoenix とは、2015年にクアルコムが実施した分析であり、QTLとQCTを分割  
するかどうかについての問題が議論された。CalTechとは、QCTにおけるProject Phoenixのコード名であ  
った (記録謄本 96頁 20-21行目)。

1 テムオンチップ」 (「SoC」) とは、モデムの無線通信機能およびアプリケーション・プロセッサ  
2 の両方を備える統合チップである (同典拠、1361頁6～17行目 : QX9204-015) 。クアルコムは、  
3 SoC (MSMモデルのチップ) および薄型モデム (MDMモデル) を製造している (CX5551-024 : 記録謄  
4 本、1375頁5～21行目) 。

5  
6 クアルコムが最初にモデムチップの量産をしたのは1996年であった (CX1771-022) 。2015  
7 年度から2017年度まで、クアルコムは毎年804百万台～932百万台のモデムチップを出荷した  
8 (CX7257-012) 。本件には関係ないが、クアルコムはスマートカーなどの製品を製造するOEMにも  
9 モデムチップを販売している (CX7257-012) 。

10  
11 2018年3月時点において、他のいくつかの企業がモデムチップを販売していた。これらの  
12 企業には、MediaTek、OEM Huaweiの1部門であるHiSilicon、OEM Samsungの1部門であるSamsung  
13 LSI (Exynosとも呼ばれる) 、インテル、およびUnisoc (以前はSpreadtrumとして知られた) が含  
14 まれる (記録謄本、323頁25行目～324頁4行目 : CX7257-014) 。その他のモデムチップ供給業者は、  
15 2006年から2016年の間に市場から撤退したが、撤退したモデムチップ供給業者には、Freescale、  
16 Marvell、Texas Instruments、ST-Ericsson、Broadcom、Nvidiaなどが含まれる (CX8292-006、-  
17 024 : 記録謄本、324頁5～12行目) 。これらの競合他社について、およびクアルコムの商慣行が競  
18 合他社にどのような影響を及ぼしたかについて、以下で詳説する。

#### 20 D. 政府による調査、調査結果、制裁金

21 以下に説明する各国政府の調査および調査結果は、2017年11月1日付けでSECに提出された  
22 クアルコムの2017年度10-K (年次業績報告書) による説明である。

23 米FTCが最初に本件調査についてクアルコムに通知したのは2014年9月であり、本件の訴状  
24 を提起したのは2017年1月である (CX7257-099) 。

25  
26 2009年9月、日本公正取引委員会 (「JFTC」) は、日本のライセンシーと締結した特定ラ  
27 イセンスについて、クアルコムに排除措置命令を行った (CX7257-097) 。JFTCの命令では、日本  
28 のライセンシーが「実施権等をロイヤリティ無償で[クアルコム]に許諾することを余儀なくされ、

1 同様の契約を締結した[クアルコムの]他のライセンシーに対しても基幹的な特許権の権利主張を  
2 行わない旨を約することを余儀なくされた」旨が審決された（同典拠）。クアルコムは、JFTCに  
3 対して行政審理の権利を行使した。東京高等裁判所は、JFTCの行政審理中に、排除措置命令を取  
4 り消した（同典拠）。2017年の時点で、JFTCは合計37日間の行政審理を実施している（同典拠）。

5  
6 2010年1月、韓国公正取引委員会（「KFTC」）は、クアルコムが「同社のCDMAチップセッ  
7 トを購入した場合、および実施許諾された特許権が全て失効した後もロイヤリティの支払いを継  
8 続することに同意する文言を契約に含めた場合に、一定の割引率および販売奨励金を提供」して  
9 おり、これが韓国の法律に違反していると審決した（CX7257-097）。KFTCはクアルコムに制裁金  
10 を科し、クアルコムは制裁金を支払ったものの、KFTCの命令を不服として韓国最高裁判所に上訴  
11 した（CX7257-097から-098）。

12  
13 2015年3月、KFTCは、クアルコムのライセンス慣行が韓国の独占禁止法違反の疑いがある  
14 として調査していることを同社に通知した（CX7257-098）。2017年1月、KFTCは、次の慣行が韓国  
15 の法律に違反するとの決定書を発行した。「(i) 競合するモデムチップセット製造業者に、無線  
16 通信標準必須特許の実施権を認めない、または制限を課すこと (ii) 携帯端末供給業者とのライ  
17 センス契約の締結および履行にあたり、モデムチップセットの供給に条件を課すこと (iii) 契約  
18 条件を強要すること。」（同典拠）。KFTCはさらに、クアルコムに9億2,700万ドルの制裁金を科  
19 した（同典拠）。クアルコムはこの命令を不服として韓国最高裁判所に上訴した（同典拠）。

20  
21 2015年、欧州委員会は、クアルコムが反競争的活動に従事した疑いがあるとして提訴した  
22 2010年の申立てについて、正式審理を開始した（CX7257-098）。欧州委員会は2015年に下した審  
23 決の中で、「2009年から2011年の間に、同社は競争の阻害を目的として、特定のベースバンドチ  
24 ップセットを顧客2社に低価格で販売し、これにより略奪的価格設定に従事した、という予備的見  
25 解を表明」した（同典拠）。2017年時点において、この問題は係属中である（同典拠）。

26  
27 2015年、台湾公正取引委員会（「TFTC」）は、クアルコムの特許ライセンス慣行が台湾の  
28 公正取引法違反の疑いがあるとして調査を開始した（CX7257-099）。2017年、TFTCは公式審決を

1 下した。審決によると、クアルコムは、モデムチップの競合メーカーに実施権を認めず、実施権  
2 のないOEMにモデムチップの供給を拒否し、かつ同社のモデムチップを排他的に購入することと引  
3 き換えにAppleに割引を提供しており、これが台湾の法律に違反しているとした（同典拠）。TFTC  
4 は7億7,800万ドルの制裁金を科した（同典拠）。

5  
6 さらに、中国の国家発展改革委員会（「NDRC」）が、クアルコムのライセンス慣行を調査  
7 した。NDRCは2015年、上記ライセンス背景セクションで説明した通り、中国におけるライセンス  
8 慣行の一部を変更する業務改善計画をクアルコムに課した（CX7257-027）。Boston Consulting  
9 Group（「BCG」）が2015年にクアルコムの取締役会で発表したスライド資料のノートには、中国  
10 政府に1億5000万ドルの支払いを行ったことにより、非SEPのロイヤルティ料率の上限設定、より  
11 厳しい料率引き下げ、および非ライセンシーへの販売強制を回避できた旨が説明されている。

12  
13 NDRCとの合意：最悪の制裁金は回避された。たとえば、非SEPのロイヤルティへ上限設定、  
14 より厳しい料率引き下げ、非ライセンシーへの強制チップ販売など。主な理由は、  
15 CalTech<sup>5</sup> [QCTのコード名]が、生産技術分野における協力と、中国の研究開発基金へ約1  
16 億5000万ドルまでの自発的寄付金を行うことをNDRCに申し出たためである  
17 （Semiconductor Manufacturing International Corporation (SMIC) との合意）。

18 (CX3755-004)。

19 したがって、クアルコムのライセンス慣行は、米国では少なくとも2014年以降、アジア、  
20 ヨーロッパでは少なくとも2009年以降、政府による調査対象となっている。

## 21 E. 信用性の判断

22 裁判証拠の詳細な議論に先立ち、裁判所は、クアルコムの裁判資料が、ほぼ例外なく証人  
23 の証言のみに依存しており、同社の当時の資料が無視されているとの見解を示した。クアルコム  
24 が裁判で提出した自社資料はたったの16件であったが、それに対してFTCが提出したクアルコム資  
25 料は、ライセンス契約書および供給契約書を除いても、125件を超えた（電子事例ファイル番号第

---

26  
27  
28 <sup>5</sup> Project Phoenix とは、2015年にクアルコムが実施した分析であり、QTLとQCTを分割  
するかどうかについての問題が議論された。CalTechとは、QCTにおけるProject Phoenixのコード名であ  
った（記録謄本96頁20-21行目）。

1 1458-1号)。クアルコムの最終弁論は、主に専門家による証言と論証に頼っており、同社の資料  
2 はほとんど無視されていた。クアルコムの専門家証人のほとんどは、クアルコムの自社資料を確  
3 認すらしていなかった。

4 裁判所は、本反スラスト法訴訟のために準備されたクアルコムの裁判証言よりも、クアル  
5 コムの当時の社内資料により説得力があると認定している (In re High-Tech Employee  
6 Antitrust Litig. 参照, 連邦裁判規則判例集第289巻)。555、576 (カリフォルニア北部地区、  
7 2013) (被告の「訴訟用」の宣言よりも、当時の資料により説得力があると認める)。

8 具体的には、多くのクアルコム役員の裁判証言は、当時の証人自身による電子メール、手  
9 書きメモ、および録音された国税庁 (「IRS」) への陳述の内容と矛盾していた。たとえば、裁判お  
10 よび証言録取において、Cristiano Amon (クアルコム社長) は、クアルコムがチップ供給遮断の  
11 強迫を行っていたことについて知らされたことがないと証言した。

14 Q: 「あなたは、実施権の条件について異議を唱えた顧客に対し、QTLがチップセットの  
15 供給停止の強迫を行ったことについて知らされたことはありません。間違いありません  
16 ね?」と質問され、あなたは「その通りです。」と答えました。発言をした時点で、その  
証言は真実でしたか?

17 A: 「その通りです。」

18 (記録謄本、548頁3~17行目 (Amon証言録取書50頁24行目~51頁2行目からの引用))。しかしな  
19 がら、2015年にMotorolaのRick Osterloh社長とライセンス交渉を行った際のAmon自身の手書きメ  
20 モ「12-9-15-Rick & Team-Motorola」には、次のような記載がある。「(1) ライセンス> Eric  
21 [Reifschneider、QTL上級副社長兼統括マネージャー]が、チップ供給を遮断すると何度も強迫し  
22 ている。」(CX7024-001)。よって、Amon自身の手書きメモが2015年のチップ供給の強迫を認め  
23 ているにもかかわらず、Amonは宣誓のもと行われた証言録取と裁判において、QTLによるチップ供  
24 給遮断の強迫について知らなかったと証言した。

26 さらに、Cristiano Amon自身が、特許実施権係争中はチップ供給を遮断するというQTLと  
27 QCTの共同計画を承認している。たとえば、2012年11月に、Eric Reifschneider (QTL上級副社長  
28 兼統括マネージャー) が、Amon (当時QCT共同社長)、Steve Mollenkopf (クアルコム社長)、

1 Derek Aberle (QTL社長)、およびMarv Blecker (QTL上級副社長)宛てに、中国のOEMに関して次  
2 のメッセージを送った。「Cristiano、これはTD-SCDMA [TD-SCDMAは主に中国で使用される3G規  
3 格]チップセットをTD-SCDMA/GSM用に利用すると予想される顧客に対する同製品の販売に関して達  
4 した結論をまとめたものである…3。これらの顧客のいずれかが、他の(つまりC2K [CDMA]、UMTS、  
5 LTE) デバイスのロイヤリティを拒否するか、支払わない場合には、必要に応じて当該顧客への供  
6 給を中止する(CX5053-002)。アモンは、「QMC [Qualcomm Mobile Computing、QCTの1部門]、  
7 QTL間で議論、合意された将来計画が良くまとめられている。計画について顧客に伝達を開始す  
8 る。」と返信している(CX5053-001)。したがって、Amonは、QTLへの特許使用料の支払いを拒否  
9 する中国OEMに、QCTがチップ供給を遮断する計画を承認しただけでなく、同計画を顧客に伝達し  
10 始めることにも同意している。Amonの裁判の証言は、当時の本人の電子メールの内容、および手  
11 書きメモの内容と一致していなかった。

14 同様に、Steve Mollenkopf (クアルコムCEO) は、裁判において、クアルコムがOEMのチッ  
15 プ供給を遮断したことがあるとは知らなかったと証言した。

16 Q: 「クアルコムは、ライセンスについて同社と係争中だった顧客へのチップ供給を遮  
17 断する権利を行使したことがありますか。

18 A: 私の知る限り、ありません。

19 (記録謄本、809頁16~22行目)。Mollenkopfの証言も、本人の当時の電子メールの内容と一致し  
20 ていなかった。

21 2012年2月23日、SonyのCEOであるBob Ishida (SonyのCEO) は、件名を「緊急」とした電  
22 子メールをSteve Mollenkopf (当時のクアルコム社長) に送信した(CX7824-002)。Ishidaは、  
23 クアルコムがソニーに対して全チップの出荷を保留したと記載し、Mollenkopfに介入を依頼して  
24 いる。

26 弊社がソニーの100%子会社となった後、QTL、SOMC間にライセンス契約が存在しない  
27 という理由で、QC法務部門が御社の販売部門に命じ、SOMCへの出荷をすべて保留させ  
28 ています。この件をご存知ですか?ライセンス条件の合意に向けて、担当者が法務部  
門と熱心に話し合いをしている最中です。ですから御社の法務部門が出荷を停止した  
ときは驚きました。この問題についてどんな対応をしていただけるか連絡をください。

1 (CX7824-002)。ソニーへの出荷保留の後、Steve Mollenkopfが、Derek Aberle (QTLの社長) お  
2 よびCristiano Amon (QCTの共同社長) 宛てに電子メールを書いたが、その内容は、クアルコムが  
3 チップ供給を遮断すべきでないという旨ではなく、今後出荷保留をする際は「可視性」を望む旨  
4 だけが記載されていた。「出荷停止を実施する前に、Jim L [Jim Lederer、QCT執行副社長]、ま  
5 たは私が確認できるようなプロセスを設けよう。」 (CX6522-002)。

7 Steve Mollenkopf (クアルコムCEO) は、Sonyに対してチップ供給を遮断したことは誤り  
8 であったと裁判で証言した。「当社チームは誤って[ソニー]の出荷停止を実施した。」 (記録謄  
9 本、811頁23～24行目)。しかしながら、ソニーへのチップ供給を遮断した2か月後、クアルコム  
10 は、チップ供給を遮断するとソニーを強迫した張本人である外部弁護士のEric Reifschneiderを、  
11 QTLの上級副社長兼統括マネージャーとして採用した (電子事例ファイル番号第1326号、15頁)。  
12 その後、2012年10月27日のJonathan Pearl (Sony法務責任者) 宛てのメールで、Eric  
13 Reifschneiderは、チップ供給について再びソニーを強迫し、ソニーがQTLの実施権許諾を受けて  
14 いないことについて、QCTに通報する旨をPearlに伝えた。「この時点で、SMC [Sony Mobile  
15 Corp.]がクアルコムとのライセンス契約に応じないようであるとQCTに通報しなければならない。」  
16 (CX5185-005)。

19 Mollenkopfは、QTLに特許使用料の支払いを拒否する中国のOEMに対してはQCTがチップ供  
20 給を停止するというQTLとQCTの計画をまとめた2012年11月の電子メールにも参加している  
21 (CX5053-001から-002)。さらに2013年5月20日、Derek Aberle (QTL社長) は、Steve  
22 Mollenkopf (当時のクアルコム社長) に、「HuaweiのCEOに次の点を指摘することを勧める」と電  
23 子メールで伝えた (CX5231-001)。それにはHuaweiへのチップ供給を遮断すると強迫する内容が  
24 含まれていた。「延長しなければ、C2Kのチップ供給の継続に関して問題が生じる。Huaweiは、当  
25 社との供給契約の条件にもかかわらず、QCからチップを購入したことによる特許権消尽を主張し  
26 ていることに注意すること」 (CX5231-001)。Steve Mollenkopfは「了解しました。ありがと  
27 う。」と返答した (同典拠)。  
28



1 証言録取と裁判で、Derek Aberle (2012年QTL社長) は、2012年7月のクアルコム取締役会  
2 で発表されたプレゼンの内容について尋ねられた。プレゼンでは「現在の顧客へのチップ供給を  
3 停止すると、損害賠償/制裁金、および継続供給を求める反トラスト法訴訟を提起される可能性  
4 がある」旨が述べられており、次の戦略が提案された。「必要に応じて供給を停止しながら、上  
5 記の損害賠償請求に対する当社の防御力を最大化するコミュニケーション/行動計画を策定する  
6 こと。」 (CX6974-070)。

8 2012年7月2日、Derek Aberle (QTL社長) は、発表資料のスライドをPaul Jacobs博士 (ク  
9 アルコムCEO)、Steve Mollenkopf (クアルコム社長)、およびSteve Altman (クアルコム副会長)  
10 に送付した (CX6998-001、-011)。2012年7月9日、クアルコムは、同スライド (以下に再現して  
11 いる) をクアルコム取締役会で発表しており、そこにはIrwin Jacobs博士 (クアルコム共同創設  
12 者で前CEO) も同席していた (CX6974-001)。

クアルコム	戦略計画の確認	2012年7月9日
<b>特許実施権を保有しない事業体または特許権消尽を主張する顧客への販売</b>		
問題: 特許実施権を保有しない事業体、契約に基づくロイヤリティを支払わない事業体 (例: TD-SCDMA に関する中国のライセンシー) または当社との供給ライセンス契約の条件にかかわらず特許権消尽を主張する事業体にチップセットを販売すると、ライセンスプログラムに重大なリスクが生じる。		
<ul style="list-style-type: none"><li>このような販売により、ロイヤリティを巡る紛争が発生した場合に特許権消尽が見つかる可能性がある。</li><li>現在の顧客にチップの供給を停止した場合、損害賠償/制裁金、および継続供給を求めた反トラスト法の訴えを提起される可能性がある。</li></ul>		
<b>戦略</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>必要に応じて供給を停止しながら、上記の損害賠償請求に対する当社の防御力を最大化するコミュニケーション/行動計画を策定する。</li><li>TD-SCDMA: ライセンスのない顧客が TD-SCDMA 限定チップを購入する際、または TD-SCDMA 製品の販売に対するロイヤリティの支払いを拒否する中国のライセンシーが TD-SCDMA 限定チップを購入する際は、ロイヤリティの前払いを要求する。</li><li>ソニーモバイル</li></ul>		

23 2018年1月にクアルコムを退職したDerek Aberle (クアルコム前社長) は、2018年3月の証  
24 言録取において、反トラスト法訴訟に対する防御を示した同社の2012年7月のコミュニケーション  
25 計画に関する質問に関して、一切答えられなかった。「実は、それを読んでも、思い出せません。  
26 どういう意味かわかりません。」 (Aberle証言録取書217頁25行目~218頁12行目)。

28 しかしながら、2019年1月の裁判においてDerek Aberleは、2012年7月のスライドが「紛争

1 の可能性や、チップ購入者とのライセンス更新が必要となる状況に先立って積極的な計画を策定  
2 する」というクアルコムの意図を反映していると証言した（記録謄本、261頁7～19行目）。2019  
3 年1月の裁判において、おおよそ1年前となる2018年3月の証言録取の時よりも記憶が鮮明であるの  
4 は奇妙である。裁判所は、裁判証言用に準備されたAberleの証言について、信憑性がないとして  
5 いる。  
6

7 同様に、2001年からクアルコムで働くAlex Rogers（QTL社長）は、クアルコムが「ライセ  
8 ンス条件に同意させるために、チップ供給の停止についてライセンシーを強迫したことはない」  
9 と証言した（記録謄本、1994頁1～16行目）。しかし、Rogersは、2012年10月27日にEric  
10 Reifschneider（QTLの上級副社長兼統括マネージャー）がソニーに送信した電子メール（ライセ  
11 ンスを保有していないという理由でチップ供給に関してソニーを強迫するメール）を受信してい  
12 る（CX5185-002参照）。Rogersの証言は、本人の電子メールの内容と一致していなかった。  
13

14 Fabian Gonell（QTL法務担当兼上級副社長兼ライセンス戦略担当）はさらに、クアルコム  
15 は、ライセンス紛争中にチップ供給を停止しないと証言した。  
16

17 **Q**：ライセンスの条件に異議を唱えるライセンシーへのチップ供給に関して、クアルコ  
18 ムにはどのような慣行がありますか？

19 **A**：ライセンスの条件に異議を唱えるライセンシーがいる場合、相手方が要求する場  
20 合はチップ提供を継続します  
21

22 （記録謄本、1428頁2～5行目）。しかし、Rogersと同様、Gonellは、Eric Reifschneider（QTL上  
23 級副社長兼統括マネージャー）がチップ供給についてソニーを強迫している2012年10月27日のソ  
24 ニー宛ての電子メールを受信している（CX5185-003参照）。Gonellはさらに、Eric  
25 Reifschneiderによりまとめられた、QTLとQCTの計画（QTLの特許使用料の支払いを拒否する中国  
26 のOEMに対してQCTがチップ供給を停止する計画）についての2012年11月の電子メールを受信して  
27 いる（CX5053-001）。Gonellはまた、クアルコムがIRSと実施した会議の録音内容を突きつけられ  
28 た際、後に議論するように、信憑性のある証言をしなかった。Gonellの証言は、本人の電子メ  
ールの内容、およびIRSに対する本人の録音陳述の内容と一致していなかった。

1 宣誓のもと行われた裁判において、当時の電子メール、手書きメモ、および録音された  
2 IRSへの陳述内容と矛盾する証言をしたことに加えて、クアルコムの一部の証人は、他の点におい  
3 ても信用性に欠けた。たとえば、Irwin Jacobs博士（クアルコム共同創設者）、Steve  
4 Mollenkopf（クアルコムCEO）、およびJames Thompson博士（クアルコムCTO）は、主尋問におい  
5 て、早口かつ練習された語り口で非常に長い証言をおこなったため、クアルコムの弁護人がペー  
6 スを落とすように指示しなければならなかったほどだ。たとえば、クアルコムの弁護士は、Steve  
7 Mollenkopf（クアルコムCEO）に次のように述べた。「Mollenkopfさん、できれば少しペースを落  
8 としてください。」（記録謄本、803頁22～23行目）。クアルコムの弁護士は、Irwin Jacobsにも  
9 ペースを落とすように伝えなければならなかった。「ジェイコブス博士、もう少しゆっくりお話  
10 しくくださるようお願いします。全ての単語を記録しようとしていますので。」（記録謄本、1259  
11 頁25行目～1260頁2行目）。それとは対照的に、FTCによる反対尋問の際は、各証人は非常に消極  
12 的で、回答に時間がかかり、時には回答に行き詰まった。

15 同様に、James Thompsonは、CTOとしてクアルコムの技術部門を監督している。主尋問の  
16 際、Thompsonはクアルコムのモデムチップ数種についてためらわず証言した。マーケティングコ  
17 ードによってそれらを識別し、各チップが準拠する規準について議論した。

19 Q : 次に進んで、7600。このチップは初めての何でしたか?

20 A : はい。それは…つまり、以前に述べたように、当社製モデムが世界中どこでも使える  
21 よう、当社は世界中の全モードに準拠することを決定しました。そしてそれは全モー  
22 ドに準拠した初めてのチップです。

23 （記録謄本、1372頁8～13行目）。しかしながら、反対尋問においてThompson博士は突然モデムチ  
24 ップに関する基本的な質問にすら回答できなくなった。

24 Q : Thompson博士、クアルコムのMSM 8655モデムチップはCDMA準拠のモデムチップです  
25 か?

26 A : それは…MSM 8655ですね、今思い出そうとしています。私は…ええと、すぐには分  
27 からないのですが、どれだったか思い出そうとしています。内部コード名をつかっている  
28 ので…

27 Q : 2桁目が6の場合、これがCDMA準拠であることを示していますか?

28 A : 正直なところ、私は…私には市場で使われているコードは分かりません。私は…9だ  
ったら、LTE準拠を意味すると思います。しかし…しかし、確かではありません。100%

1 確証を持ってません。

2 (記録謄本、1384頁22行目～1385頁6行目)。Irwin Jacobs博士(クアルコム共同創設者)および  
3 Steve Mollenkopf(クアルコムCEO)にも同様の例が存在する。

4 したがって、裁判所は、本訴訟用に準備されたクアルコムの裁判証言の大部分を考慮に入  
5 れず、その代わりにこれら証人自身の当時の電子メール、手書きメモ、および録音されたIRSへの  
6 陳述の内容を信頼した。

### 8 III. 連邦取引委員会法とシャーマン法

9 FTCは、連邦取引委員会法(FTC法)の第5条に基づきクアルコムを提訴した。FTC法は「商  
10 取引における不公正な競争方法、または商取引に影響を及ぼす不公正な競争方法」を禁止してい  
11 る(合衆国法律集第1編第45条第a項)。

12  
13 FTC法に基づく「不公正な競争方法」には「シャーマン法の違反」が含まれる(Fed.  
14 Trade Comm'n対Cement Inst.、米国最高裁判所判例集第333巻683、693～94頁(1948))。また、  
15 FTCは、第5条に基づき「[シャーマン法]の初期違反、および、反トラスト法の文言には直接違反  
16 しないが違反に近い行為、または反トラスト法の精神に反する行為を禁止」することができる  
17 (E. I. du Pont de Nemours & Co. 対Fed. Trade Comm'n, 合衆国控訴審裁判所判例集第2版729巻  
18 128、136～37頁(合衆国控訴審裁判所第2巡回区1984)(内部引用は省略); Fed. Trade Comm'n  
19 対 Brown Shoe Co. も参照、米国最高裁判所判例集第384巻316、321頁)。「この[FTC]の広範な権  
20 限は、実際にはシャーマン法およびクレイトン法に抵触しなくても、これらの法律の基本方針と  
21 矛盾する商慣行に関しては、特にしっかりと確立されている。」。「FTC法に基づく「不公正」  
22 の基準は、必然的に定義し難いもの」である。また、第5条に基づくFTCの正確な権限範囲につい  
23 ては明確に定義されていない(Fed. Trade Comm'n 対 Indiana Fed. of Dentists、米国最高裁  
24 判所判例集第476巻447、454頁(1986))。しかしながら、第5条に基づく「不公正な競争方法」  
25 を禁止するFTCの権限は、制限されていない(E. I. du Pont de Nemours & Co. 参照、合衆国控訴  
26 審裁判所判例集第2版729巻137頁)。「[FTC]が商慣習に異議を申立てる場合、本件同様、商習  
27  
28

1 慣が反トラスト法およびその他の法律に抵触しておらず、その性質が共謀的、強制的、略奪的、  
2 または排他的でなかったとしても、第5条が意味するところの「不公正」かどうかを判断する基準  
3 は、通例容認される企業行為と、不当または容認されない行為とを区別するように定めなければ  
4 ならない」 ) 。

5  
6 ここで、FTCは、クアルコムがシャーマン法の第1条、第2条の両方に違反しており、よって  
7 FTC法の第5条に違反していると主張している (本件訴状、段落番号147 ; 電子事例ファイル番号第  
8 1083号も参照 (「FTC 事実審理前協議要約」 )、3頁 (クアルコムによるシャーマン法第1条およ  
9 び第2条の違反を議論している) )。FTCはさらに、クアルコムがシャーマン法第1条、第2  
10 条のどちらにも違反しなかったとしても、同社の行為が「不公正な競争方法にあてはま」り、FTC  
11 法の[第5条]に違反すると主張している (本件訴状、段落番号147) 。

#### 12 13 A. シャーマン法第1条および第2条

14 「シャーマン法の第1条 (合衆国法律集第15編第1条) は、複数州間の取引または通商を制  
15 限する契約、同盟…または共謀を禁じている」 (Allied Orthopedic Appliances, Inc. 対Tyco  
16 Health Care Grp. LP、合衆国控訴審裁判所判例集第3版592巻 991、996頁 (合衆国控訴審裁判所第  
17 9巡回区2010) )。「第2条の主張とは異なり、第1条に基づく取引制限の主張では、当該市場での  
18 独占支配を立証する基準を確立する必要はない」 (Amarel 対Connell、合衆国控訴審裁判所判例  
19 集第3版102巻 1494、1552頁 (合衆国控訴審裁判所第9巡回区1996) )。「第1条に基づく責任を確  
20 証するには、原告は、(1) 契約の存在、および (2) 契約が取引を不当に制限するものであった  
21 ことを証明しなければならない」 (Aerotec Int’ l, Inc. 対Honeywell Intl, Inc.、合衆国控訴  
22 審裁判所判例集第3版836巻 1171、1178頁 (合衆国控訴審裁判所第9巡回区2016) )。被告が「[当  
23 該]市場において、競争を著しく阻害する役割を大いに担った」場合、契約は取引を不当に制限す  
24 るものであるから、当該契約は「取引を制限するもの」である (Bhan 対NME Hosps., Inc.、合衆  
25 国控訴審裁判所判例集第2版929巻1404、1413頁 (合衆国控訴審裁判所第9巡回区1991) )。

26  
27  
28 「シャーマン法第2条は、企業の「独占」を違法とする。」 (United States 対Microsoft

1 Corp.、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻 34、50頁（合衆国控訴審裁判所コロンビア特別区  
2 2001））。独占行為の違反には次の2つの構成要件がある。（1）当該市場における独占力の保有、  
3 および（2）「優れた製品、商的洞察力、または歴史上の偶然の結果として生じた成長または発  
4 展とは区別される」排除行為による「独占力の意図的な獲得または維持」（同典拠）。

5  
6 （（United States 対 Grinnell Corp. を引用、米国最高裁判所判例集第384巻563、570-71頁  
7 （1966））；McWane 対Fed. Trade Comm’nも参照のこと、合衆国控訴審裁判所判例集第3版783巻  
8 814、828頁（合衆国控訴審裁判所第11巡回区2015））（これら2つの要件を、FTC法第5条に基づき  
9 提起された事件に適用している）。コロンビア特別区控訴審裁判所が説明したように、「排他的  
10 であると宣告するには、独占者の行為に「反競争的効果」がなければならない。つまり、その行  
11 為が「競争プロセスを阻害し、それにより消費者に害を及ぼさなければならない、という意味  
12 である。」（Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻58頁（原典にて強調文字あり））。  
13 「[シャーマン法]は、競争力の高い行為（どんなに厳しかろうとも）を対象としておらず、競争  
14 自体を不当に破壊する傾向のある行為を対象としている。」（Spectrum Sports, Inc. 対  
15 McQuillan, 447, 458 （1993））。

16  
17 したがって、シャーマン法は「「共同的な行為と独立的な行為を根本的に区別」してい  
18 る。」（Copperweld Corp. 対 Independence Tube Corp. ；米国最高裁判所判例集第467巻752、  
19 767頁（1984）（Monsanto Co. 対 Spray-Rite Serv. Corp. を引用；米国最高裁判所判例集第465  
20 巻752、761頁（1984））。第1条が事業体間の一定の共同行為を禁止するのに対し、第2条は、単  
21 一企業の反競争的行為を対象としている（同典拠、767～68頁）。さらに、第2条で要求される独  
22 占力の立証は、第1条で要求される市場支配力の立証「よりも厳しい」ものである（Eastman  
23 Kodak Co. 対 Image Technical Servs., Inc., 米国最高裁判所判例集第504巻451、481頁  
24 （1992））。

25  
26  
27 それでも、一旦原告が第1条による契約の存在を立証するか、または第2条による独占力を  
28 被告が保有することを立証すれば、裁判所は、実質的に同一の分析フレームワークを適用して、

1 被告の行為が実際に第1条または第2条に違反しているかを判断する（Microsoft参照、合衆国控訴  
2 審裁判所判例集第3版253巻59頁（第1条および第2条に基づく「同様の均衡手法」を説明している、  
3 また、判例を引用している）。

4 たとえば、第1条の下では、制限自体が不当でない限り、裁判所は「合理性の準則」とそ  
5 の3段階立証責任移行型審査を適用する（Ohio 対 Am. Express Co., 138 S. Ct. 2274, 2284  
6 (2018) ）。FTCは、クアルコムが締結した契約自体が不当であるとは主張していない（米連邦取  
7 引委員会事実審理前協議要約、9頁）。第1条の合理性準則の下では、原告がまず「争点となっ  
8 ている制限が、当該市場で消費者に害を及ぼす実質的な反競争効果を有する」ことを立証する責任  
9 を負う（同典拠）。原告がかかる反競争効果を立証したら、「次に立証責任は被告に移行し、被  
10 告は、当該制限により競争が促進される根拠について立証する」(同典拠)。被告が競争促進の  
11 根拠を立証したら「立証責任は原告に戻り、原告は、より反競争的でない手段を通じて合理的に  
12 競争促進効率が達成できたであろうことを証明する」（同典拠）。

15 第2条の下では、裁判所は、当該反トラスト市場で被告が独占力を保有していたかを問う  
16 (Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻 51頁)。独占力とは「価格を支配する力、  
17 または競争を排除する力」である（Grinnell、米国最高裁判所判例集第384巻571頁）。被告が独  
18 占力を保有していたと判断された場合、裁判所は次に、被告が「優れた製品、商的洞察力、また  
19 は歴史上の偶然の結果として生じた成長または発展とは区別される排除に従事すること」で独占  
20 力を獲得または維持したか、を問う（Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻 58頁  
21 (Grinnellを引用、米国最高裁判所判例集第384巻571頁) ）。独占者の行為には「反競争的な効  
22 果がなければならない」（Eastman 対 Quest Diagnostics Inc.、合衆国地方裁判所判例集第3版  
23 108巻827、834頁（カリフォルニア北部地区2015）（Microsoftを引用、合衆国控訴審裁判所判例  
24 集第3版253 58頁））。

27 独占者の行為が反競争的な効果を有することを立証することにより、原告が第2条に基づ  
28 く一応の立証を果たした場合、立証責任は独占者に移行し、独占者は「当該行為の「競争促進性

1 を正当化」する説明を行う」(Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻59頁 (Eastman  
2 Kodakを引用、米国最高裁判所判例集第504巻483頁) )。独占者が競争促進の正当性を立証したら  
3 「説明責任が原告に戻り、原告は、被告の主張に反論する」(同典拠)。原告が独占者による競  
4 争促進の正当性に反論できなければ、原告は「当該行為の反競争による弊害が、競争による利益  
5 を上回ることを立証しなければならない」(同典拠)。

7 したがって、契約が第1条に違反する「不当な取引制限」であるかという審問、および行  
8 為が第2条に基づき排他的であるかという審問は、実質的に重複している (Williams対 I. B.  
9 Fischer Nev. 参照、合衆国控訴審裁判所判例集第2版999巻445、448頁 (合衆国控訴審裁判所第9巡  
10 回区1993) )。(第1条および第2条の主張の基となる行為が、第1条による反競争的行為に当ては  
11 まらなかったため、裁判所は、第2条を別途分析する必要がないと結論付けた) (United States  
12 対 Socony-Vacuum Oil Co. も参照、米国最高裁判所判例集第310巻150、224頁脚注59 (1940) )。  
14 (「第2条に基づく独占は第1条に基づく取引制限の1種であるという点で、2つの項目は重複する」  
15 と判示している)。合衆国最高裁判所は、シャーマン法の第1条、第2条の両方に基づき、「条項  
16 違反が犯されたかどうかを確かめる目的であらゆる事件に用いられる基準は、判例により導かれ  
17 る合理性準則である」と判示した (Standard Oil Co. of N. J. 対 United States, 米国最高裁判  
18 所判例集第221巻1、61~62頁 (1911) )。

20 その結果本法廷は、FTCの訴えを却下するクアルコムQualcommの申立てを退けることで、第1条、第  
21 2条に基づく反競争的行為の分析が「実質的に同一」とであると結論付けた (*Fed. Trade Comm' n*  
22 対 *Qualcomm*, 2017 WL 2774406、\*9頁)。同様に、Microsoft事件では、コロンビア特別区控訴審  
23 裁判所が、同じ3段階立証責任移行型分析を、合衆国政府による第1条、第2条の主張に適用した  
24 (合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻、58頁、95~97頁参照)。実際FTCは、シャーマン法の第  
25 1条、第2条の両条項について同じ理論に頼っている (本件訴状、段落番号147参照 ; 米連邦取引委  
26 員会事実審理前協議要約、3頁)。(「シャーマン法第1条、第2条に基づくクアルコムの行為に対  
27 する法的分析は、類似している」)。クアルコムおよびFTCの両者とも、FTCの各主張がこの均衡  
28



1 手法の下で判断されるべきであると認めている（電子事例ファイル番号第1322号（「QC事実審理  
2 前協議要約」）、11頁；電子事例ファイル番号第1472号, FTC事実認定と法的結論案（“FTC  
3 FOFCOL”）、65頁）。

4 したがって、裁判所の分析は次のように進行する。まず裁判所は、当該反トラスト市場に  
5 おいてクアルコムが独占力を有したことをFTCが立証し、それにより第2条の第1要件を満たしたか  
6 どうかを議論する。次に裁判所は、クアルコムの行為が第1条に基づく不当な取引制限であること、  
7 または第2条に基づく排除行為であることをFTCが立証したかを議論する。裁判所は、クアルコム  
8 の行為がシャーマン法に違反し、そのためFTC法にも違反すると結論付けているため、クアルコム  
9 の行為がFTC法単独に違反しているという別途の議論は行わない。  
10

#### 1 IV. 市場シェアおよび市場力

2 裁判所はまず、当該反トラスト市場（CDMAモデムチップ市場およびプレミアムLTEモデム  
3 チップ市場）における、クアルコム市場シェアと市場力について議論する。

##### 4 A. 法的基準

5 当該反トラスト市場は、地理および製品の両方に基づき画定される（Brown Shoe Co. 対  
6 United States、米国最高裁判所判例集370巻294頁・324頁、1962年）。反トラスト市場は、地理  
7 的に「売主が営業する場所、および買主が供給品を求めることができると予想される場所」によ  
8 って画定される（E. I. du Pont de Nemours & Co. 対Kolon Indus., Inc.、合衆国控訴審裁判所判  
9 例集第3版637巻435頁・439頁、合衆国控訴審裁判所第4巡回区2011年、Tampa Elec Co. 対  
10 Nashville Coal Co. を引用、米国最高裁判所判例集365巻、320頁・332-33頁、1961年）。

11 反トラスト製品市場の境界は、「合理的な使用互換性、または製品自体とその代替品の間  
12 の需要交差弾力性によって決定される」（Brown Shoe、米国最高裁判所判例集370巻1524-25頁）。  
13 「合理的互換性テストにおいては（中略）地方裁判所は、合理的に予見可能な将来に価格設定を  
14 制約する代替品であって、かつ比較的短時間で市場に参入できる製品のみを検討する必要がある  
15 （Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻53-54頁）。「当該市場は、利用可能な代替  
16 品の決定によって定義される。」（同典拠54頁、引用は省略）。反トラスト製品市場のその他の  
17 実質的な特徴としては、市場の「業界または一般による認知」および「製品固有の特性と用途」  
18 が含まれる（Brown Shoe、米国最高裁判所判例集370巻325頁、内部引用は省略）。

19 上記の原則を適用し、裁判所が反トラスト製品市場を画定するために使用した1つの方法  
20 は、仮想的独占者テストである（Theme Promotions, Inc. 対News Am. Mktg. FSI参照、合衆国控  
21 訴審裁判所判例集第3版546巻991頁・1002頁、第9巡回区2008年）。仮想的独占者テストにおいて、  
22 裁判所は、「提起された市場の独占者が、「小さいが実質的かつ一時的でない価格引上げを有利に  
23 課すことができるか（SSNIP）」と問う（同典拠）。独占者がSSNIPを課した後、顧客が提案市場  
24 外で製品を購入するのであれば、提案反トラスト市場の定義は狭すぎる（Saint Alphonsus Med.  
25  
26  
27  
28

1 Center-Nampa Inc. 対 St. Luke's Health Sys., Ltd.、合衆国控訴審裁判所判例集第3版778巻775  
2 頁・784頁、第9巡回区2015年)。独占者がSSNIPを課しても顧客が行動を変えないのであれば、市  
3 場の定義は適切である(同典拠参照。「したがって、市場の定義は、必然的に買主と売手の予想  
4 される行動に焦点が置かれる。」、Hynix Semiconductor Inc. 対 Rambus Inc. も参照、2008年度版  
5 Westlaw 73689, \*3頁(カリフォルニア北部地区、2008年1月5日、仮想的独占者テストを適用)。

6  
7 当該反トラスト市場が定義された後、裁判所は次いで、被告が主張された期間中に独占権  
8 を保持していたかどうかについて議論しなければならない。企業が「競争水準を大幅に上回って  
9 収益を上げる」能力があることを示す直接的な証拠はめったにないため、裁判所は独占力の状況  
10 証拠に頼る場合もある(Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻51頁、「そのような力  
11 の存在は通常、市場の圧倒的なシェアから推測できる」、Grinnell, 米国最高裁判所判例集384巻  
12 571頁)。米国最高裁判所は、Kodakにおいて、被告が製品市場の80%を超えるシェアを「すぐに利  
13 用できる代替品なしで」保持しているという証拠が、独占力の認定を支持するのに十分であると  
14 判示した(米国最高裁判所判例集504巻481頁)。Kodakではさらに、「市場の3分の2を超えれば独  
15 占である」という命題について、他の米国最高裁判所の判例を引用した(同典拠、Am. Tobacco  
16 Co. 対 United Statesを引用、米国最高裁判所判例集328巻781頁・797頁、1946年)。§1の違反を  
17 立証するのに必要なのは、「約40%または50%程度のシェア」である(Microsoft、合衆国控訴審裁  
18 判所判例集第3版253巻70頁)。

19  
20  
21 ただし、市場シェアだけでは決定的事実とならない(同典拠54頁)。むしろ、「[独占]力  
22 の存在を決定的とする単一の要素が示されたことがないため」、裁判所はさらに「参入障壁」が  
23 支配的企業の価格統制力を保護するかどうかも検討する(Oahu Gas Serv., Inc. 対 Pac. Res.  
24 Inc.、合衆国控訴審裁判所判例集第2版838巻360頁・366頁、第9巡回区1988年)。参入障壁とは、  
25 「競争水準を超える価格の上昇に新規競合がタイムリーに対応することを妨げる」という市場特  
26 性である(Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻51頁)。「最も熱心で最も経済的に  
27 安定した投資家を除いた全員からの競争を妨げる可能性のある面倒な初期投資を必要とする」業  
28

1 界は、著しい参入障壁のある業界である (United States対Syufy Enters.、合衆国控訴審裁判所  
2 判例集第2版903巻659頁・667頁、第9巡回区1990年)。さらに、市場シェアの低下は、独占力の認  
3 定を妨げるものではない (Oahu Gas Serv.、合衆国控訴審裁判所判例集第2版838巻366頁)。

4 したがって、第9巡回区は、状況証拠を使用して独占力を立証するためには、原告は、次  
5 のことを示さなければならないとしている。「(1) 当該市場を定義する。(2) 被告が当該市場  
6 において支配的なシェアを有していることを立証する。(3) 参入には大きな障壁があることを立  
7 証し、既存競合他社が短期的にアウトプットを上げる能力がないこと立証する。」 (Image Tech.  
8 Servs., Inc. 対Eastman Kodak Co.、合衆国控訴審裁判所判例集第3版125巻1195頁・1202頁、第9  
9 巡回区1997年、引用は省略)。

## 11 B. CDMAモデムチップ市場

12 13 まず、FTCは、2006年から2016年まで、クアルコムがCDMAモデムチップの世界市場におい  
14 て独占力を保持していたと主張している (FTC事実審理前協議要約4頁)。1996年頃、クアルコム  
15 は最初のCDMAモデムチップを販売し、当該モデムチップをCDMA規格に準拠するモデムチップとし  
16 て定義した (記録謄本327頁21-25行目)。「CDMAマルチモード」モデムチップは、CDMAおよびそ  
17 の他の規格に準拠するモデムチップである (CX7606-028)。裁判所は、まずCDMAモデムチップ市  
18 場を定義し、次にどのようにクアルコムがCDMAモデムチップ市場において独占力を保持したかを  
19 20 説明する。

### 21 1. CDMAモデムチップ市場の定義

22 23 最初の問題として、CDMAモデムチップ市場の地理的境界は世界中にあると結論付けられ、  
24 クアルコムはこれについて異議を唱えていない。反トラスト市場は、地理的に「売主が営業する  
25 場所、および買主が供給品を求めることができると予想される場所」によって画定される (Kolon  
26 Indus.、合衆国控訴審裁判所判例集第3版637巻439頁)。クアルコムのモデムチップ部門である  
27 QCTの2011年戦略計画のスライドには、クアルコムが世界各地域でCDMAモデムチップを販売してい  
28 ることが示されている (CX7606-037)。同じ2011年戦略計画において、クアルコムはQCTのCDMAモ

1 デムチップの市場シェアを世界規模で算出している (CX7606-029)。

2 当該市場は、「利用可能な代替品の決定によって定義される」 (Microsoft、合衆国控訴  
3 審裁判所判例集第3版253巻54頁)。業界の慣行によっても、製品市場が明確であるかどうかはわ  
4 かる (Brown Shoe Co. を参照、米国最高裁判所判例集370巻325頁 (反トラスト製品市場の実質的  
5 な特徴として、「市場の業界または一般による認知」が挙げられることを説明している)。

6  
7 クアルコムは結論として、CDMAモデムチップ市場が当該市場であることに異論を唱えてい  
8 るが、証拠は一切引用していない (電子事件ファイルNo. 1473、クアルコムによる事実認定と法  
9 的結論案 (「QC FOFCOL」) 107頁 (クアルコムがCDMAモデムチップ市場で独占力を保持している  
10 ことをFTCが立証できなかつたと主張するだけである)。

11  
12 非CDMAモデムチップがCDMAモデムチップの「代替品」ではなく、クアルコム自体の文書が  
13 CDMAモデムチップ市場を明確な製品市場と示しているため、裁判所は、FTCが反トラスト市場を適  
14 切に定義していると結論付けている。

15  
16 まず、CDMA規格に準拠していないモデムチップは、CDMAモデムチップの代替品として利用  
17 できない。仮想的独占者テストにおいて、裁判所は、「提起された市場の独占者が、「小さいが実  
18 質的かつ一時的でない価格引上げを有利に課すことができるか (SSNIP)」と問う (Theme  
19 Promotions、合衆国控訴審裁判所判例集第3版546巻1002頁)。独占者がSSNIPを課した後、顧客が  
20 提案市場外で製品を購入するのであれば、提案反トラスト市場の定義は狭すぎる (Saint  
21 Alphonsus、合衆国控訴審裁判所判例集第3版778巻784頁)。独占者がSSNIPを課しても顧客が行動  
22 を変えないのであれば、市場の定義は適切である (同典拠参照)。

23  
24 仮想的独占者テストを適用することにより、CDMAモデムチップ市場が適切に定義されてい  
25 ることが立証される。クアルコムの高い市場シェアにより、クアルコムはCDMAモデムチップにプ  
26 レミアムを請求できてきた。これは、SSNIPの典型例である。クアルコムの2012年QCT戦略計画に  
27 よれば、クアルコムは戦略計画内で「CDMA Adder」と呼ばれた4ドルを、CDMA機能のない同等のモ  
28 デムチップに上乘せする形でCDMAモデムチップに課す計画を立てた (CX7607-061)。裁判におい

1 て、Cristiano Amon (クアルコム社長) は、「クアルコムが4ドルのCDMA Adder」をプレミアム携  
2 帯端末向けに販売されたチップに関連付けていることを、スライドが示していると同意的 (記  
3 録謄本503頁25行目-504頁5行目)。2年後、クアルコムの2014年QCT戦略計画では、クアルコムが  
4 2018年までプレミアム携帯端末に4ドルの「CDMA Adder」を請求することを見込んでいたことを示  
5 している (CX7644-054)。

7 クアルコムの専門家証人であるTasneem Chiptyが裁判で認めたように、クアルコムのCDMA  
8 Adderは、同等のUMTSチップよりも30%も高くなっている (記録謄本1747頁4-10行目)。たとえば、  
9 クアルコム・Apple間の2015年モデムチップ価格契約では、クアルコムがAppleに「非CDMA」モデ  
10 ムチップと比較して、「CDMA対応」モデムチップに対して30%プレミアムに相当する3ドルを上乗  
11 せして請求したことが示されている (JX0107-013)。2013年、Cristiano Amonは、Derek Aberle  
12 (QTL社長)、Steve Mollenkopf (クアルコム社長)、Paul Jacobs (クアルコムCEO)、およびク  
13 アルコムのその他幹部への電子メールにおいて、クアルコムのCDMA Adderが7ドルに及んだと述べ  
14 た: 「ここに、CDMAのチップセット価格とそれに相当するUMTSのチップセット価格との間に、全  
15 体として4.50ドルから7ドルの差がある。」 (CX5294-002)。

17 Adderがあっても、OEMはCDMAモデムチップの代用として非CDMAモデムチップを使用できな  
18 い。米国のVerizonや中国のChina Telecomなどの特定の通信事業者は、CDMAネットワークを展開  
19 している。つまり、その通信事業者で使用する携帯端末を販売したいOEMは、CDMAモデムチップを  
20 購入する必要がある (記録謄本581頁9-12行目)。Finbarr Moynihan (MediaTekの企業営業および  
21 事業開発担当統括マネージャー) の証言によると、「VerizonやSprint、中国の通信事業者などの  
22 特定のネットワーク向けにCDMA準拠する必要がある場合は、代替品は他に存在しない。これは標  
23 準技術である。」 (記録謄本329頁23-25行目)。

26 John Grubbs (BlackBerry知的財産取引上級部長) もまた、非CDMAモデムチップはCDMAモ  
27 デムチップの実現可能な代替品ではないと証言した。

28 Q : では、BlackBerryがこれらのCDMA通信事業者の1社に電話を販売するためには、電話

1           にはCDMAチップセットが実装されている必要がありました。これは正しいですか？

2           **A : その通りです。**

3           (Grubbs証言録取書、208頁1-4行目)。結果として、OEMがCDMAモデムチップの代わりに非CDMAモ  
4 デムチップを使用することで「SSNIPの利益を無駄にする」という証拠はない (Saint Alphonsus、  
5 合衆国控訴審裁判所判例集第3版778巻784頁)。

6           第2に、クアルコムの文書は、CDMAモデムチップ市場の「業界または一般による認知」を、  
7 明確な製品市場として反映している (Brown Shoe Co. を参照、米国最高裁判所判例集370巻325  
8 頁)。たとえば、2011年QCT戦略計画のスライドには、クアルコムのCDMAモデムチップのシェアを  
9 追跡するものを含め、「技術別QCT市場シェア」を示すチャートが含まれている (CX7606-029)。

10          「クアルコム技術ライセンス：市場動向」というタイトルの、2016年7月クアルコム社内プレゼンテー  
11 ションには、更新されたCDMA市場シェア情報が含まれており、2014年から2016年まで、クアルコ  
12 ムが世界のCDMAモデムチップ市場の少なくとも96%のシェアを占めていたことを示している

13 (CX7618-025)。Steve Mollenkopf (クアルコムCEO)、Derek Aberle (クアルコム社長)、およ  
14 びAlex Rogers (QTLプレジデント) は全員「市場動向」プレゼンテーションを受領した (CX7618-  
15 001)。これらのクアルコム文書は、CDMAモデムチップが明確かつ特定された市場であることを裏  
16 付けている。  
17

18          したがって、裁判所は、非CDMAモデムチップがCDMAモデムチップの「利用可能な代替品」  
19 ではないため、CDMAモデムチップ市場が当該反トラスト製品市場であると結論付けている  
20

21 (Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻54頁)。

## 22           **2.       クアルコムCDMAモデムチップの市場シェアと市場力**

23          市場力を立証するには、FTCは、クアルコムが当該市場において支配的なシェアを保持し  
24 たことを立証し、「参入には大きな障壁があることを立証し、既存競合他社が短期的にアウトプ  
25 ットを上げる能力がないことを立証」しなければならない (Image Tech. Servs.、合衆国控訴審  
26 裁判所判例集第3版125巻1202頁)。証拠によると、クアルコムがCDMAモデムチップマーケットの  
27 高いシェアを維持していること、既存の競合他社がクアルコムのCDMA Adderを統制するために迅  
28

1 速にアウトプットを上げることができないこと、およびCDMAモデムチップ市場に参入する構造的  
2 な障壁があることが示されている。

3       クアルコム自体の文書が、クアルコムが市場の支配的なシェアを維持していることを示し  
4 ている。たとえば、2011年QCT戦略計画のスライドには、「技術別QCT市場シェア」を示すグラフ  
5 が含まれており、クアルコムが2010年にCDMAモデムチップ市場の95%のシェアを維持したことが示  
6 されている（同典拠）。「クアルコム技術ライセンス：市場動向」という標題の、2016年7月クア  
7 ルコム社内プレゼンテーションには、更新されたCDMA市場シェア情報が含まれており、2014年か  
8 ら2016年まで、クアルコムが世界のCDMAモデムチップ市場の少なくとも96%のシェアを占めていた  
9 ことが示されている（CX7618-025）。市場動向プレゼンテーションの2017年7月版では、クアルコ  
10 ムのCDMA市場シェアは、2016年末まで、少なくとも92%を維持し続けたことが示されている  
11 （CX7629-026）。

12       さらに、クアルコムが価格統制なしにCDMA Adderを請求できたことが、クアルコムの市場  
13 力の証拠である（Rebel Oil Co., Inc. 対Atl. Richfield Co.参照、合衆国控訴審裁判所判例集  
14 第3版51巻1421頁・1434頁（第9巡回区、1995年）（市場の力を「価格を競争水準以上に引き上げ、  
15 それを長期間維持する」能力と定義している））。

16       クアルコムはCDMA Adderをクアルコムの市場力に直接帰属させている。たとえば、Cristiano  
17 Amon（現クアルコム社長）は、Sanjay Mehta（現クアルコムコンピューティング製品担当上級副  
18 社長）およびJim Lederer（後のQCT副社長兼統括マネージャー）に、2008年の電子メールで  
19 「UMTSの価格は、現在コストや量ではなく、競争という観点において、CDMAよりも低い。」  
20 （CX8257-001）。

21       2008年の別の電子メールにおいて、Cristiano Amonは、Steve Mollenkopf（現クアルコム  
22 CEO）に、クアルコムが次の理由により、UMTSモデムチップと比較して、CDMAモデムチップに10%  
23 の割増料金を請求すると提案した。「10%の正当な理由はないが、これがOEMの許容しきい値内で  
24 あると考えている」（CX5279-003）。電子メール内で、Cristiano Amonはクアルコムがさらに高  
25  
26  
27  
28



1 額な割増料金を請求する市場力を持っていることを明示したが、「クアルコムはCDMA市場シェア  
2 の優位性を行使して競争力のない価格を実施しない」ことを推奨した (CX5279-003)。

3 2013年、Cristiano Amonは再度、クアルコムがCDMAモデムチップを市場力に基づいて価格  
4 設定することを、Derek Aberle (QTL社長)、Steve Mollenkopf (クアルコム社長)、および他の  
5 クアルコム幹部へのメールで強調した。「当社の価格はコストではなく価値に基づいている。現  
6 実には、CDMA RFをカバーするために、ASPにコストに基づく適度な加算が許容される。これはコ  
7 ストの議論ではない。本戦略は、CDMAの価値全体を収益化することに基づいている。」 (CX5393-  
8 001)。裁判において、Cristiano Amonは、クアルコムが「歴史的にコストではなく価値に基づい  
9 てCDMAの価格設定をおこなってきた」ことに同意した (記録謄本482頁21行目-483頁15行目)。  
10

11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28  
他の裁判証拠もまた、クアルコムの競合他社が「短期的にアウトプットを上げる」能力、  
およびクアルコムの価格を統制する能力に欠けていたことを示している (Image Tech. Servs.、  
合衆国控訴審裁判所判例集第3版125巻1202頁)。競合モデムチップ供給業者であるVIA Telecom  
(「VIA」) もCDMAモデムチップを販売していたが、OEMはVIAのチップを競争力があるものとは考  
えていなかった。Todd Madderom (Motorola調達部長) は、「ですから、VIA Technologiesが市場  
に存在しました。」彼らはCDMA知的財産を保有していました。我々はそれが有能である、または  
競争力があると感じていなかったのも、クアルコムのみから調達をした。」と証言した

(Madderom証言録取書、157頁21-23行目)。John Grubbs (BlackBerry知的財産取引上級部長) は、  
「CDMAモデムチップに関しては、実現可能な代替品が存在しない」と証言した (Grubbs証言録取  
書214頁4-8行目)。

VIAは市場に遅れをとっていたが、クアルコムが既にCDMAモデムチップを導入していたセ  
グメントにVIAがCDMAモデムチップを導入すれば、クアルコムの価格は下がるであろう。Mark  
Davis (元VIA副社長兼最高技術責任者) が作成した2009年4月のプレゼンテーションでは、「同等  
の製品が存在する場合、QとVの価格は同等」と述べているが、「Vが同様の製品を提供しないセグ  
メントにおいて、Qのマージンは非常に高額である」 (CX1770-002)。本プレゼンテーションでは、

1 VIAがチップを導入した際だけクアルコムが価格を下げた具体例が示された。「CBP6を最初に米国  
2 市場に導入したとき、QSC6055[クアルコムのチップ]の価格は18ドルでした」(CX1770-004)。数  
3 週間のうちに、「QSC6055の価格は10ドルまで下がりました」(同典拠)。

4 クアルコムも、自社をCDMAモデムチップの唯一の実現可能な選択肢と見なしている。たと  
5 えば、2009年にApple向けのCDMAモデムチップの価格設定に関してクアルコム社内で議論している  
6 最中に、Eric Koliander (QCT副社長、営業)はCristiano Amon (現クアルコム社長)に次のよう  
7 に書いている。「正直なところ、彼らの選択肢は限られているので、これらの問題についてはも  
8 っと厳しい対応をすべきである。」(CX6839-002)。Cristiano Amonは、「Viaが選択肢になると  
9 は想像できない。」と回答した(CX6839-002)。5年後、2014年の電子メールにおいてJames  
10 Thompson (クアルコムCTO)は、Steve Mollenkopf (クアルコム社長)に、クアルコムのCDMAチッ  
11 プがなければ、Appleは「北米、日本、中国の大部分を失うだろう。そうなれば彼らに相当な打撃  
12 となるだろう。」と述べた(CX5402-003)。

15 従って、クアルコムの競合他社が短期的にアウトプットを上げる能力、およびクアルコム  
16 のCDMA Adderを統制する能力に欠けていたことが証拠によって示されている(Rebel Oil Co.、合  
17 衆国控訴審裁判所判例集第3版51巻1434頁)。

19 CDMAモデムチップ市場は、参入への大きな障壁も特徴である。Syufy Enterprises (合衆  
20 国控訴審裁判所判例集第2版903巻659頁)において、第9巡回区は、「最も熱心で最も経済的に安  
21 定した投資家を除いた全員からの競争を妨げる可能性のある面倒な初期投資」を必要とする業界  
22 は、構造的な参入障壁を特徴とする判示した(同典拠667頁)。モデムチップはそれに該当する市  
23 場である。Scott McGregor (元BroadcomCEO)は、裁判にて、研究開発への資金提供に必要な初期  
24 投資を理由として、「通信ベースバンド事業に参加することの経済性は顧客数に非常に影響を受  
25 ける」と証言した(McGregor証言録取書、174頁19-21行目)。

27 結果として、競合他社は非常にゆっくりとCDMAモデムチップ市場に参入した。2013年、  
28 MediaTekはVIAのCDMA特許ライセンスを取得した。Finbarr Moynihan (MediaTek顧客営業事業開発

1 統括マネージャー) は、MediaTekは「チップセットに統合して生産する」まで時間が必要であつ  
2 たため、2015年までCDMAモデムチップを市場投入できなかつたと証言した(記録謄本327頁13行目  
3 -328頁6行目)。Finbarr Moynihanは、MediaTekが「2016年下旬」まで米国でCDMAモデムチップを  
4 発売しなかつたと証言した(同典拠327頁17-22行目)。

5  
6 インテルのプレゼンテーションによると、2015年にインテルは[黒塗り箇所]<sup>6</sup>のため、VIA  
7 を買収した(CX1598-004)。Aicha Evans(Intel最高戦略責任者)は、モデムチップの開発には  
8 多大な投資が必要であるため、VIAを取得することが市場に参入する最も適した方法であると証言  
9 した。

10 Q: なぜインテルは、CDMAを自社開発する代わりにVIA Technologiesを買収することにした  
11 のですか?

12 A: なぜなら…つまり、経験が必要であり、才能や専門知識が必要であり、現時点では基本  
13 的にゼロから構築することは決して…当社ではなし得なかつたからです。

14 (同典拠585頁24行目-586頁1行目)。MediaTekおよびインテルがCDMAモデムチップ市場へ遅れて  
15 参入したことは、モデムチップの開発に必要な「面倒な初期投資」が構造的な参入障壁をもたら  
16 すことを示している(Syufy Enters、合衆国控訴審裁判所判例集第2版903巻667頁)。

17 参入障壁の調査は、被告の行為というよりも、「市場への参入を妨げる外的要因」に焦点  
18 を当てている(Oahu Gas、合衆国控訴審裁判所判例集第2版828巻367頁)。したがって、クアルコ  
19 ムの反競争的行為によりさらなる参入障壁が課されたが、裁判所はその議論については本書内の  
20 後に行うこととする。

21 MediaTekの2015年のCDMAモデムチップ市場への参入により、クアルコムのCDMA Adderを下  
22 押しする圧力がかかった。Will Wyatt(QTI[クアルコムテクノロジーズ社、QCTを運営するクア  
23 ルコムの子会社]財務担当副社長)に送った2015年のクアルコムの価格提案には、クアルコムが  
24 MediaTekの参入に応じて価格をどのように変更したかが示されている。Will Wyattは、  
25

26  
27  
28 <sup>6</sup> 不必要な黒塗りを回避するために、裁判所は封印された情報を一度だけ参照し、必要ない  
限り再び参照しない。

1 Cristiano Amon (QCT社長) も価格設定案を検討したと証言した (記録謄本431頁10-15行目)。  
2 あるスライドには、「予算価格vs提案価格変動」という標題がついており、MediaTekモデムチップ  
3 プ2種に対するクアルコムの価格対応が示されている (CX7591-011)。Will Wyattは、スライド  
4 には「MediaTekが6752チップを導入したことに伴い、クアルコムがMSM 8939チップの価格を2.21  
5 ドル引き下げを提案していたことが示されている」と裁判で認めた (記録謄本433頁2-5行  
6 目)。

8 MediaTekの参入にもかかわらず、クアルコムは依然としてCDMAモデムチップ市場の支配的  
9 なシェアを保持している。Steve Mollenkopf (クアルコムCEO) が受け取った2018年クアルコム  
10 戦略計画において、QCTが携帯端末OEMに販売されるCDMAモデムチップの79%のシェアを維持する  
11 であろうことが予測されている (CX8190-067)。

13 クアルコムは、市場シェア、参入障壁、および競合他社がアウトプットを増加できないこ  
14 との証拠に対して、大手OEMなら「クアルコムが小規模CDMAセグメントにおいてどんなに独占力  
15 を行使しようと努力しても、より大規模な非CDMAセグメントで容易に報復できる」ため、クアル  
16 コムには市場力がなかったと主張している (QC FOFCOL105-06頁)。United States対Archer-  
17 Daniels-Midland Co. (合衆国地方裁判所判例集781巻1400頁、アイオワ州南部裁判区1991年)に  
18 おいて、地裁は、高果糖コーンシロップの強力な買主の集中がシロップの価格に下落圧力をかけ  
19 たという事実認定をした (同典拠1416-18頁)。これらの強力な買主は、さまざまな方策を講じ  
20 てシロップ生産者に低価格を実現させた。これにはたとえば、「供給業者に大量取引をチラつか  
21 せ、低価格の見積もりを出さなければ大量取引の獲得および維持ができないことを各供給業者に  
22 示すこと、および生産者が買主の要求に同意するまでシロップの購入を拒否することが含まれる  
23 (同典拠1418頁)。

26 Archer-Daniels-Midlandは不適切である。クアルコムは、OEMがクアルコムの価格を下げる  
27 計画をしたという証拠も、強力OEMが実際にクアルコムの価格を統制したという証拠も特定して  
28 いない。さらにクアルコムは、最も強力なOEMに対してCDMAモデムチップの優位性を活用できた。

1 たとえば、2009年、クアルコム社内でAppleのCDMAモデムチップの価格設定に関して議論中に、  
2 Cristiano Amon（クアルコム現社長）は、Appleには他のCDMAモデムチップの選択肢がないと書き  
3 示した。「Viaが選択肢になるとは想像できない。」（CX6839-002）。

4 クアルコムのCDMAモデムチップが支配的であるため、OEMは、強力なOEMであっても、クア  
5 ルコムのロイヤルティ要求に応じるか、携帯端末を販売できないという重大な損失を被るリスク  
6 を冒すしかなかった。Injung Lee（Samsung知的財産センターライセンス責任者）は、Samsungの  
7 事業においてCDMAモデムチップ供給停止の事態を招くことはできなかった。なぜならSamsungは  
8 CDMAモデムチップを100%クアルコムから購入していたからで、それらのモデムチップがなければ  
9 携帯端末を販売できなかったからであると証言している。

10  
11 クアルコムからチップセットを100%調達しているという事実を踏まえると、通常の方法で  
12 それらのチップセットが提供されていなければ、Samsungは携帯電話を製造・販売できな  
13 かった。したがって、そうなれば当社の事業に計り知れない影響を与えたであろう。  
14 （Lee証言録取書、166頁14-20行目）。Todd Madderom（Motorola調達部長）は、「モデムを調達  
15 できなければ、携帯端末を発送できない。これには直接的な相関関係がある。モデム供給がな  
16 れば、お客様に供給する電話はない。」と証言した（Madderom証言録取書、147頁25行目-148頁3  
17 行目）したがって、Archer-Daniels-Midlandとは異なり、OEMは、モデムチップの購入を拒否し、  
18 それをクアルコムに対するレバレッジとして使うことができなかった。また、実現可能な代替モ  
19 デムチップ供給業者なしには、OEMは大量注文をチラつかせることもできなかった。

20  
21 クアルコムはまた、CDMAモデムチップ市場は「ますます競争が激化する状況」を特徴とし  
22 ていると主張している（QC FOFCOL106頁）。Syufy Enterprisesにおいて、第9巡回区は、競合他  
23 社が支配企業の市場シェアに「徐々に食い込んでいた」ため、かつ政府が参入障壁の欠如を認め  
24 たため、被告が大きな市場シェアを有するだけでは独占力を証明できないと結論付けた（合衆国  
25 控訴審裁判所判例集第2版903巻666-67頁）。対照的に、後で説明するように、モデムチップの競  
26 合他社は、後述する通り、CDMAモデムチップ市場で足場を固めるには、高価な研究開発に資金を  
27 提供するか、他の企業を買収しなければならず、かつクアルコムの慣行がさらなる参入障壁とな  
28

1 る。さらに、クアルコムの市場シェアに「徐々に食い込んでいた」競合他社は存在しない。なぜ  
2 なら2015年にMediaTekが遂にCDMAマルチモードチップを商品化するまで、クアルコムは10年間、  
3 ほぼ100%市場シェアを享受したためである。上述の通り、MediaTekの参入にもかかわらず、クア  
4 ルコムは依然としてCDMAモデムチップ市場の支配的なシェアを保持している。Steve Mollenkopf  
5 (クアルコムCEO) が受け取った2018年クアルコム戦略計画において、QCTが携帯端末OEMに販売さ  
6 れるCDMAモデムチップの79%のシェアを維持するであろうことが予測されている (CX8190-067)。  
7

8 したがって、クアルコムがCDMAモデムチップ市場の支配的シェアを所有していること、大  
9 きな参入障壁があること、および競合他社がクアルコムの価格を統制する能力に欠けていること  
10 により、裁判所は、クアルコムがCDMAモデムチップで独占力を有したと結論付ける (Image Tech.  
11 Servs.、合衆国控訴審裁判所判例集第3版125巻1202頁)。  
12

### 13 C. プレミアムLTEモデムチップ市場

14 FTCは、2011年から2016年まで、クアルコムがプレミアムLTEモデムチップの世界市場にお  
15 いて独占力を保持していたと主張し、FTCはこれを「プレミアム携帯端末で使用されるLTE準拠の  
16 携帯端末」と定義している (同典拠7頁)。Cristiano Amon (クアルコム社長) は、LTEモデムチ  
17 ップは4G通信規格であるLTEと互換性のあるモデムチップであると証言した (記録謄本479頁3-5行  
18 目)。裁判所は、まずプレミアムLTEモデムチップ市場を定義し、次にどのようにクアルコムがプ  
19 レミアムLTEモデムチップ市場において独占力を保持したかを説明する。  
20

#### 21 1. プレミアムLTEモデムチップ市場の定義

22 最初の問題として、プレミアムLTE市場の地理的境界は世界中にあると結論付けられ、ク  
23 アルコムはこれについて異議を唱えていない。反トラスト市場は、地理的に「売主が営業する場  
24 所、および買主が供給品を求めることができると予想される場所」によって画定される (Kolon  
25 Indus.、合衆国控訴審裁判所判例集第3版637巻439頁)。  
26

27 当該市場は、「利用可能な代替品の決定によって定義される。」 (Microsoft、合衆国控  
28 訴審裁判所判例集第3版253巻54頁)。業界の慣行によっても、製品二次市場が明確であるかどうか

1 かがわかる (Brown Shoe Co. を参照、米国最高裁判所判例集370巻325頁 (反トラスト製品市場の  
2 実質的な特徴として、市場の「業界または一般による認知」が挙げられることを説明している)。

3 証拠によれば、クアルコムおよび他の携帯電話業界参加者は、プレミアムLTEモデムチップ  
4 市場を明確な二次市場と見なしている。

5  
6 クアルコムは、モデムチップを市場の異なった「階層」に分類している。クアルコムのモ  
7 デムチップ技術を率いるJames Thompson (クアルコムCTO) は、「つまり私たちは製品階層を有し  
8 ています。プレミアム階層と呼ばれるものも扱いますし、それからエントリーレベルと呼ばれる  
9 いくつもの階層も扱います」と証言した (記録謄本1363頁16-18行目)。したがって、Steve  
10 Mollenkopf (クアルコムCEO) とCristiano Amon (クアルコム社長) が受け取った2018年クアルコ  
11 ム戦略計画のスライド資料において、クアルコムはモデムチップを階層分けしており、階層には  
12 「ディスクリートモデム」 (薄型モデムチップ)、「プレミアム」、「高」、および「中/低」  
13 が含まれた (CX8190-261)。同戦略的計画はさらに、全階層に固有のクアルコム戦略と市場シェ  
14 アを特定しており、これには、「モバイルプレミアム階層」が含まれている (CX8190-260)。  
15 Cristiano Amon (クアルコム社長) は、Snapdragon 800が「当社のプレミアム階層」モデムチッ  
16 プシリーズであると証言した (記録謄本505頁16-18行目)。

17  
18 OEMは、プレミアムLTEモデムチップが明確なセグメントであることに同意した。Tony  
19 Blevins (Apple 調達担当副社長) は、プレミアムモデムチップが、速度、アップリンク・ダウン  
20 リンク性能、品質、小型化、および消費電力などの機能の点において下位層のモデムチップと異  
21 なる、と証言した (記録謄本673頁3-17行目)。Blevinsは、LTEが最新の通信規格であるため、プ  
22 レミアムモデムチップならLTEに準拠する必要がある、と証言した (同典拠672頁23-24行目)。  
23

24  
25 Will Wyatt (QTI 財務担当副社長) は、「プレミアム階層チップセットは通常、製品コス  
26 トが高く、機能性が高い」ことに同意した (記録謄本434頁5-7行目)。Cristiano Amon (QCT社長)  
27 とDerek Aberle (クアルコム社長) が受け取ったQCTの2016年戦略計画には、クアルコムが、プレ  
28 ミアムLTEモデムチップ[黒塗り箇所]に対して、同四半期に「低/高」層でリリースされた[黒塗

1 り箇所]の平均2倍の価格を請求する提案が示されている (CX5551-045) 。同戦略的計画にはさら  
2 に、クアルコムがプレミアムLTEモデムチップで最高のマージン (47~49%までの範囲) を得るこ  
3 とも示されている (CX5551-013) 。

4 クアルコムの文書にはさらに、OEMがモデムチップ層に対応する層の携帯電話機を販売し  
5 ていることも示されている。Cristiano Amon (QCT社長) に送信された2016年QCT戦略計画におい  
6 て、クアルコムは、価格400ドル以上の携帯端末をプレミアム階層として、250ドルから400ドルの  
7 間を高階層として、110ドルから250ドルの間を中間階層として、そして100ドル未満を低階層また  
8 はエントリー階層として定義づけた (CX8256-112) 。Cristiano Amonは、これらの携帯端末の定  
9 義がモデムチップ階層に対応していることを証言した。

11 **Q** : 2016年、クアルコムが引き続き、プレミアム階層チップを価格400ドル以上の携帯端末と  
12 結びつくものと考えていたことは正確ですね?

13 **A** : この一それがこのスライドが述べていることです、正しいです。  
14 (記録謄本506頁20-23行目) 。Cristiano Amonが受け取った2016年QCT戦略計画の関連スライドは、  
15 クアルコムがプレミアム階層の携帯端末向けに、下位階層のモデムチップで予定されている機能  
16 とは一線を画す特定のモデムチップ機能を計画していることを示している (CX8256-112) 。

17 クアルコム文書の製品計画では、プレミアム携帯端末向けに設計された特定のクアルコム  
18 モデムチップモデルも特定されている。たとえば、Cristiano Amon (QCT社長) とDerek Aberle  
19 (クアルコム社長) が受け取った2016年QCT戦略計画の1スライドには、「携帯端末ASP」の列を有  
20 するグラフが含まれている (CX5551-007) 。「ASP」とは、平均販売価格を意味する。その列には  
21 「MDM」 (薄型モデム) の行が含まれており、携帯端末の価格は\$400+、\$250-\$400、\$125-\$250、  
22 および<\$100である (同典拠) 。\$400+の行の右側のフィールドに、クアルコムは毎年予定されて  
23 いるモデムチップの発売時期を記載している (同典拠) 。クアルコムは、MSM8996モデムチップを  
24 2015年に発売し、MSM8998については2016年に発売する予定だった (同典拠) 。2018年の場合、ク  
25 アルコムは、モデル番号ではなく、単に「プレミアム18」と記載し、合わせて計画発売日を記載  
26 している (同典拠) 。裁判において、James Thompson博士 (クアルコムCTO) は、Samsungの「プ  
27  
28



1 レミアム層製品」ライン向けに設計されたクアルコムプレミアムモデムチップにも言及した（記  
2 録謄本1375頁15行目-1376頁21行目）。したがって、クアルコムの社内文書において、プレミアム  
3 携帯端末用に販売されるLTE準拠モデムチップの明確な市場が一貫して特定されている。

4 クアルコムの社内文書に反して、Will Wyatt（QTI財務担当副社長）は、プレミアムLTEモ  
5 デムチップを購入して、プレミアム以外の携帯端末で使用するOEMもいると証言した。「Xiaomi  
6 [OEM]は、当社のSnapdragon 800階層チップを最低2,000人民元にもなるデバイスで使用する。こ  
7 れは、およそ300米ドルである。」（記録謄本451頁22行目-452頁2行目）。Will Wyattはさらに、  
8 OEM VIVOが「当社のSnapdragon 600シリーズを使用し、それを（中略）おおよそ4~500米ドルの  
9 デバイスに入れて販売する」と証言した（同典拠452頁6-12行目）。しかし、クアルコムはWill  
10 Wyattの証言を裏付ける文書は疎か、クアルコムのXiaomiとVIVO向け営業文書さえ提供していなか  
11 った。裏付けのないWyattの証言は、クアルコム社内文書と矛盾している。これは、一般事項とし  
12 て、プレミアムLTEモデムチップがプレミアム層の携帯端末で使用するために販売されたモデムチ  
13 ップであることを明確に示している。

14 さらに、裁判所は、「プレミアム」製品が明確な反トラスト製品市場を構成する可能性が  
15 あると結論付けている。F.T.C. 対Whole Foods Market, Inc.（合衆国控訴審裁判所判例集第3版  
16 548巻1029頁、コロンビア特別区控訴審裁判所2008年）において、FTCは暫定的差止め命令を求め、  
17 2つの合併する食料品店チェーン、Whole FoodsとWild Oatsが、「プレミアム・ナチュラル・オー  
18 ガニックスーパーマーケット」二次市場の一部であると主張した（同典拠1032頁）。FTCは、  
19 Whole FoodsとWild Oatsが、「従来のスーパーマーケットよりも高いレベルのカスタマーサービ  
20 ス、「独特の環境」、および特定の顧客が支持する「コアバリュー」に特に焦点を当てる」とい  
21 う、議論の余地のない証拠を提示した（同典拠1039頁）。Whole FoodsとWild Oatsは実際に、在  
22 庫比率で比べてみると、従来型のスーパーマーケットより多くのナチュラル製品およびオーガニ  
23 ック製品を販売した（同典拠）。最後に、従来型食料品店がWild Oatsの近くで開店しても、Wild  
24 Oatsの価格は変動しなかったが、Whole Foodsが近くに開店した際には、Wild Oatsは価格を下げ  
25  
26  
27  
28

1 ている（同典拠1040頁）。

2       その証拠に基づき、コロンビア特別区控訴審裁判所は、FTCが、プレミアム・ナチュラル・オーガニックスーパーマーケットが当該アンチスラスト二次市場を構成することを立証できる可能性があると結論付けた（同典拠）。コロンビア特別区控訴審裁判所は、プレミアム・ナチュラル・オーガニックスーパーマーケットが「コア消費者層向けである」と結論付けた（同典拠）。Whole Foodsの社内文書は、「Whole Foodsの近くのWild Oatsが閉店する場合、顧客の過半数（場合によってはほぼ全員）が従来型の二次市場ではなく、Whole Foodsに切り替えるであろうことを示唆した。」（同典拠）。したがって、コロンビア特別区控訴審裁判所は、法律問題として、「特定の製品または製品パッケージのみを要求するコア消費者により、二次市場が区別される場合がある」と結論付けた（同典拠1041頁）。

3       地裁判決United States対Gillette Co.（合衆国地方裁判所判例集828巻78頁、コロンビア特別区控訴審裁判所1993年）も論点が共通している。Gilletteにおいて、原告は、50ドル～400ドルの価格帯の「プレミアム」万年筆用の反トラスト製品市場が別に存在すると主張した（同典拠）。裁判所は、プレミアム万年筆には、「ユーザー（および製品を胸ポケットに入れるだけの人々）のイメージ、名声、および地位を提供する」などの独自の特徴が含まれていると結論付けた（同典拠82頁）。裁判所はさらに、プレミアム万年筆独特の二次市場が業界で認識されていること、および小売業者がプレミアム万年筆の価格を上げて、「消費者はなお、安価で三流のペンで代用するのではなく、現在高価なペンを購入するであろう」という証拠を明らかにした（同典拠）。400ドルを超えると、ペンは「全くのコレクターズアイテムまたは「ジュエリー」となり」、消費者は、400ドル以上のペンをプレミアム万年筆で代用しないであろう（同典拠）。したがって、Gilletteにおいて、裁判所は、50ドルから400ドルのプレミアム万年筆は、その価格帯以下または以上のペンと合理的に置きかえることができないと結論付け、プレミアム万年筆が妥当な反トラスト製品市場を構成すると判示した（同典拠83頁）。

4       ここで、プレミアムLTEモデムチップ市場は、妥当な反トラスト二次市場である。なぜな

1 ら、Whole Foodsの件でいうコア消費者である、プレミアム携帯端末を製造するOEMが、プレミア  
2 ムLTEモデムチップを必要とするからだ。Tony Blevins (Apple調達担当副社長) は、Appleはプレ  
3 ミアム携帯端末しか製造していないため、プレミアムLTEモデムチップのみを購入すると証言した。  
4 「当社はプレミアムチップにのみ焦点を当てている。当社の認識では、iPhoneはプレミアムスマ  
5 ートフォンであるため、そのすべての部品が、当社が設計または入手し得る最高のものである必  
6 要がある。」 (記録謄本674頁24行目-675頁2行目)。

8 Gilletteのように、プレミアムLTEモデムチップの価格が上昇したとしても、非プレミア  
9 ム代替品は妥当な代替品ではない。Todd Madderom (Motorola調達部長) は、Motorolaがプレミア  
10 ム携帯端末用のプレミアムLTEモデムチップを必要とすることを証言した。

12 Q：それでは、Motorolaがプレミアム層の携帯端末で非プレミアム層のセルラーモデムを使用  
13 した場合、Motorolaの事業にどのような影響がありますか？

14 A：当社はそのようなことを考慮したことはありません。なぜなら、実現可能なアプローチ  
15 だとは思わないからです。それは商品として売れないということだと、私は思います。  
(Madderom証言録取書、140頁13-18行目)。

16 Finbarr Moynihan (MediaTek顧客営業・事業開発統括マネージャー) は、OEMがプレミア  
17 ムモデムチップの代わりに非プレミアムモデムチップを使用できるかどうかを尋ねられたときと  
18 同じ点を主張した。「ですから基本的に、それらのことには交渉の余地がありません。彼らは、  
19 それらの層のそれらの価格帯において特定の機能セットを期待しています。ですから、基本的に  
20 は代替できません」 (記録謄本325頁12-23行目)。

21 したがって、非プレミアムLTEモデムチップがプレミアムLTEモデムチップの「利用可能な  
22 代替品」ではないため、裁判所は、プレミアムLTEモデムチップ市場が当該反トラスト市場である  
23 と結論付ける。

## 2. クアルコムプレミアムLTEモデムチップの市場シェアと市場力

26 市場力を立証するには、FTCは、クアルコムが当該市場において支配的なシェアを保持し  
27 たことを立証し、「参入には大きな障壁があることを立証し、既存競合他社が短期的にアウトプ  
28 ットを上げる能力がないことを立証」しなければならない (Image Tech. Servs.、合衆国控訴審

1 裁判所判例集第3版125巻1202頁)。証拠によると、クアルコムがプレミアムLTEモデムチップ市場  
2 の高いシェアを維持していること、既存の競合他社が迅速にアウトプットを上げることができな  
3 いこと、およびプレミアムLTEモデムチップ市場に構造的な参入障壁があることが示されている。

4 裁判において、Cristiano Amon (クアルコム社長) は、最初にプレミアムLTEモデムチッ  
5 プを供給したのはクアルコムであり、クアルコムが「LTE全移行期において市場初であり続けてい  
6 る。」と証言した(記録謄本479頁3-14行目)。それ以来、クアルコムはプレミアムLTEモデムチ  
7 ップ市場で大きなシェアを維持している。たとえば、Cristiano AmonとDerek Aberle (当時クア  
8 ルコム社長) が受け取った2016年QCT戦略計画には、クアルコムが2014年にプレミアムLTEモデム  
9 チップ市場の89%のシェアを、2015年に85%のシェアを保持したと記載されている(CX5551-010)。  
10 同じ2016年QCT戦略計画において、クアルコムは2016年に77%、2017年に64%のシェアを維持するで  
11 ありと予測した(CX5551-010)。

14 クアルコムの文書はさらに、クアルコムがプレミアムLTEモデムチップ市場でほとんど競  
15 争に直面していないことを示している。Steve Mollenkopf (クアルコムCEO) が受け取った2017年  
16 7月のクアルコム取締役会用のプレゼンテーションには、クアルコムの立場を他の競合モデムチッ  
17 プ供給業者の立場と比較する「モバイル競争環境」に関するスライドが含まれている(CX8191-  
18 089)。供給業者によるプレミアムLTEモデムチップ層の提供物を示す行において、クアルコムが  
19 プレミアムLTE SoCモデムチップの唯一の外部供給業者である(同典拠)。Intelが提供するの  
20 は、プレミアムLTE薄型モデムのみである(同典拠)。MediaTekとSpreadtrumにはプレミアム層の製品  
21 を提供しておらず、Spreadtrumに関しては低層製品の提供しかない(同典拠)。Samsungのモデム  
22 チップ部門(Samsung LSIとしても知られる)であるExynosはプレミアムLTEモデムチップを有す  
23 るが、Finbarr Moynihan (MediaTek顧客営業・事業開発統括マネージャー) の証言によると、  
24 MediaTekは「Samsung LSIをSamsung本体の電話を超えた供給業者として捉えていない」(記録謄  
25 本327頁14-15行目)。同様に、Alex Rogers (QTL社長) は、Exynosが親会社Samsungに主に供給し  
26 ているのは、モデムチップであると証言した(記録謄本1989頁5-6行目)。  
27  
28

1 OEMの証言により、クアルコムがLTEで市場力を保持していることが確認された。John  
2 Grubbs (BlackBerry知的財産取引上級部長) は、2011年、「他のチップセットメーカーはLTEで少  
3 なくとも2年の遅れをとっていた (中略) 2013年初期発売をターゲットにした他の実現可能なLTE  
4 の供給源はなかったであろう」と証言した (Grubbs証言録取書215頁12行目-216頁1行目) 同様に、  
5 Ira Blumberg (Lenovo知的財産担当副社長) は、クアルコムのプレミアムLTEモデムチップがなけ  
6 れば、Lenovoの電話は「少なくともハイエンド市場に関しては」実現できないであろうと証言し  
7 た (Blumberg証言録取書、71頁19行目-72頁8行目)

9 クアルコムが、プレミアムLTEモデムチップに長期間独占価格をつけることができている  
10 ことも、競合他社がすぐにアウトプットを上げることができなかった、ということを示している  
11 (Rebel Oil参照、合衆国控訴審裁判所判例集第3版51巻1434頁、市場の力を「価格を競争水準以  
12 上に引き上げ、それを長期間維持する」能力と定義している)。たとえば、2013年11月、  
13 Cristiano Amon (QCT共同社長) は、Appleに「LTEは商品ではないため、「コストではなく、価値  
14 を基に」価格設定する必要がある」ことを知らせた (CX0597-001)。同様に、AmonはCDMAの価格  
15 に関してコストよりも価値があるとほめかしており、CDMAとUMTSの価格の違いについて、コス  
16 トや量ではなく、競争を指摘した。「UMTSの価格は、コストや量ではなく、競争によりCDMAより  
17 低くなっている。」 (CX8257-001)。したがって、クアルコムは、競争の欠如によりLTEモデムチ  
18 ップの価格も高額に設定できたであろうと推測される。

21 CDMAモデムチップの市場と同様に、プレミアムLTEモデムチップの市場は、大きな構造的  
22 な参入障壁を特徴とする (Syufy Enterpieces参照、合衆国控訴審裁判所判例集第2版903巻667頁、  
23 「最も熱心で最も経済的に安定した投資家を除いた全員からの競争を妨げる可能性のある面倒な  
24 初期投資」を必要とする業界は、構造的な参入障壁を特徴とする判示している)。

26 Finbarr Moynihan (MediaTek顧客営業・事業開発統括マネージャー) によると、プレミアムモデ  
27 ムチップには最先端の機能が含まれるため、プレミアムLTEモデムチップを開発するには、研究開  
28 発にさらに多くの投資が必要となる。「高階層であるほど、確実に高利益、高マージンを期待す

1 ると思います、ええ。これらの製品を開発するには、より多くの研究開発が必要となります。」

2 (記録謄本378頁18-20行目)。同様に、Aicha Evans (Intel最高戦略責任者) は、2011年にIntel  
3 がInfineonを買収し、プレミアムLTEモデムチップをゼロから開発しようとした際、Intelは多額  
4 の投資をしなければならなかった、と証言した。「数十億ドルにも上る多額の金、および世界中  
5 の大勢の技術者です」 (記録謄本565頁4-5行目)。

6  
7 そのため、Finbarr Moynihanは、MediaTekがプレミアムLTEモデムチップの競合他社にな  
8 るまで発展できなかったと証言した。「当社は、プレミアム層と呼ばれる市場、市場の高層、最  
9 高層に、実際には進出していません。」 (記録謄本324頁25行目-325頁2行目)。実際、Moynihan  
10 は、プレミアムLTEモデムチップの研究開発費が非常に高額であるため、MediaTekは[黒塗り箇所]  
11 し、「限られた研究開発資源を他の場所に集中させることを決定した」と証言した (同典拠378頁  
12 2-3行目)。

13  
14 したがって、クアルコムがプレミアムLTEモデムチップ市場の支配的シェアを所有してい  
15 ること、大きな参入障壁があること、および競合他社がクアルコムの価格を統制する能力に欠け  
16 ていることにより、裁判所は、クアルコムがプレミアムLTEモデムチップ市場で独占力を有したと  
17 結論付ける (Image Tech. Servs.、合衆国控訴審裁判所判例集第3版125巻1202頁)。裁判所は次  
18 に、クアルコムの反競争的行為および損害について論じる。  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28

1 VI. 差止め命令による救済

2 FTC法は、FTC法違反の「適切な立証後」、FTCによる恒久的差止め命令の請求と、裁判所  
3 による恒久的差止め命令の施行を認めている（合衆国法律集第15巻53 (b) ）。FTCは、クアルコ  
4 ムにFTC法に基づくシャーマン法違反の責任があることを立証した。したがって、裁判所は、クア  
5 ルコムに恒久的差止め命令を下すかどうか、もしそうであれば、どのようにするかを検討する必  
6 要がある。

8 A. 法的根拠

9 「違反が再発する危険性が認識される」場合、差止め命令による救済が認められるべきで  
10 ある（United States対W.T. Grant Co.、米国最高裁判所判例集345巻629頁、633頁；1953年）。  
11 FTC法が適用される場合、「差止め命令は、違法行為が進行中または再発する可能性がある場合に  
12 のみ施行される」（Fed. Trade Comm’n 対Evans Prods. Co.、合衆国控訴審裁判所判例集第2版  
13 775巻1084頁、1087頁（第9巡回区1985年））。裁判所は差止め命令を出す前に「現在の市場力に  
14 関する証拠開示手続き後の証拠」を考慮しなければならない、というクアルコムによる事実審理  
15 前の弁論を、裁判所はすでに却下している（電子事件ファイルNo. 997）。

17 違法行為が停止した場合でも、本基準では差止めによる救済が適切な場合がある（Evans  
18 Prods.、合衆国控訴審裁判所判例集第2版775巻1088頁、「Evansによる違反の疑いが完全に停止し  
19 たとしても、それらの違反が再発する可能性があるかどうかを検討する必要がある」）、（Fed.  
20 Trade Comm’n対Accusearch Inc.も参照、合衆国控訴審裁判所判例集第3版570巻1187頁、1201-02  
21 頁；第10巡回区2009年（違法行為は中止されたが、地方裁判所が再発の可能性を鑑みFTC法に基づ  
22 く差止め命令を適切に発行したと結論付けている）、Fed. Trade Comm’n対Affordable Media,  
23 LLC、合衆国控訴審裁判所判例集第3版179巻1228頁、1237頁（第9巡回区1999年）（同様）過去の  
24 違法行為は「将来の違反の可能性を強く示唆している」（CFTC対Yu、2012年度版Westlaw 3283430、  
25 \*4頁（カリフォルニア北部地区2008年8月10日）（CFTC対Huntを引用、合衆国控訴審裁判所判例集  
26 第2版591巻1211頁、1220頁；第7巡回区1979年）。

1 差止め命令の範囲に関して、米国最高裁判所は「反トラスト法訴訟における救済命令は、  
2 「市場が反競争的行為から解放」され、「違法な独占を終結させ、被告が法的違反による利益を  
3 享受することを否定し、将来独占となる可能性のある慣行が残っていないことを確認すること」  
4 と説示している（Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻103頁、Ford Motor Co. 対  
5 United States（米国最高裁判所判例集405巻562頁、577頁；1972年）および、United States対  
6 United Shoe Mach. Corp.（米国最高裁判所判例集391巻244頁、250頁；1968年）を引用）。「独  
7 占事件の適切な救済により、同盟を終結させ、違法行為による一切の利益を被告から奪い、法に  
8 違反していることが判明した独占力を分割、または無力にするべきである。」（Grinnell, 米国最  
9 高裁判所判例集384巻577頁）。

11 したがって、裁判所が「以前に追行された同様の行為に対する単純な禁止事項を超えて」差止め  
12 命令を下すことは「完全に適切」である（Nat’ l Soc’ y of Prof’ l Eng’ rs対United States、  
13 米国最高裁判所判例集435巻679頁、698頁；1978年）。関連ある質問は、「救済が違法行為の結果  
14 を排除する合理的な方法に相当するか」である（同典拠、意見一致、Trade Comm’ n対Grant  
15 Connect, LLC、合衆国控訴審裁判所判例集第3版763巻1094頁、1105頁；第9巡回区2014年）。政府  
16 が法律違反を立証した場合、「救済策に関する未解決点はすべて[政府の]判断で解決される。」

18 （United States対E. I. du Pont de Nemours & Co.、米国最高裁判所判例集366巻316、334頁；  
19 1961年）。さらに、地方裁判所は反トラスト法訴訟において、命令を個々の訴訟の特別な必要性  
20 に合わせるための「大きな裁量」を有している（Ford Motor Co.、米国最高裁判所判例集405巻  
21 573頁）。

23 クアルコムはさらに、恒久的差止め命令が公益に害をなすかどうかを含め、裁判所が従来  
24 の衡平法上の要素を考慮しなければならないと主張している（QC FOFCOL、141頁）。クアルコム  
25 は、裁判所が「均衡を検討した」後にのみFTC法に基づく差止め命令を下すことができるという命  
26 題についてFTC法を引用しているが、その規定は暫定的差止め命令の発行のみに言及している。

28 「均衡を検討し、委員会の最終的な成功の蓋然性を考慮した上で、かかる措置が公共の利益であ



1 ろうという適切な立証ができれば、被告へ通知した後、一時的差止め命令または暫定的差止め命  
2 令が保証金なしに認められてよい。」（合衆国法律集第15巻53 (b) 文字強調追加）。クアルコム  
3 は、裁判所が恒久的差止めの段階でこれらの衡平法上の要因を検討したFTC法の判例を引用してい  
4 ない。

5  
6 いずれにせよ、その性質上、独占者がシャーマン法に違反しているという決定、および  
7 「違法行為が進行中であるか、再発する可能性が高い」という判断は、被告によるさらなる反競  
8 争的行為を制限するため、差止め命令が公共の利益にあると認定されたということである（Evans  
9 Prods.、合衆国控訴審裁判所判例集第2版775巻1087頁）。

10  
11 したがって、裁判所はまず「違反再発の認識可能な危険が存在するか」どうかを検討する  
12 （W. T. Grant Co.、米国最高裁判所判例集345巻633頁）次いで、FTCが要求した救済が「市場を反  
13 競争的な行動から解放する」かどうかを検討する（Ford Motor Co.、米国最高裁判所判例集405巻  
14 577頁）。

## 15 B. クアルコムの慣行は継続中

16  
17 証拠によると、クアルコムの反競争的行為は進行中であり、したがって差止め命令が正当  
18 化されることが示される（Evans Prods. 参照、合衆国控訴審裁判所判例集第2版775巻1087頁、違  
19 法行為が「進行中」の場合、差止め命令を下すことができ、と判示している）。

20  
21 クアルコムは、特許権消尽を提供することを拒否し続け、OEMがライセンスに署名するまでモデム  
22 チップをOEMに販売することを拒否し、チップ供給の脅しと遮断に従事し続けている。Steve  
23 Mollenkopf（クアルコムCEO）は裁判において、クアルコムがライセンスのないOEMにチップを販  
24 売しないことを認めた。

25 **Q**：また、ライセンスのない企業やライセンスに準拠していない企業にはチップを販売しな  
26 いことがクアルコムの方針であることに同意しますね？

27 **A**：当社にはその方針があります、はい。

（記録謄本842頁25行目-843頁3行目）。

28 さらに、クアルコムは引き続きOEMに対するレバレッジとしてチップ供給の保留している。

1 Appleが2016年にクアルコムのロイヤルティ料率に異議を申立てた後、クアルコムはAppleに新デ  
2 バイス用のチップ提供を拒否したため、Jeff Williams (Apple最高執行責任者) によると、Apple  
3 の2018年携帯端末モデルには一切クアルコムのチップが含まれていない。

4 クアルコムは、彼らが持っている、そして当時持っていたデザインウイン製品の納品を続  
5 けている。ですから、彼らは当社にチップを販売し続けてきた。新たなデザインウインで  
6 は彼らからのサポートを得られておらず、これは挑戦でした (中略) 当社、私は、クアル  
7 コムに連絡しました。Steveに連絡しました。彼に電子メールを送信し、電話をしました。  
8 当社は彼らに私たちにチップを売ってもらおうとしたが、彼らは応じませんでした。  
9 (記録謄本890頁13-24行目)。Tony Blevins (Apple調達担当副社長) も、Appleが訴訟を起こし  
10 たことが、クアルコムがチップをレバレッジとして使用することに拍車をかけたこと、同様の証言  
11 をした。「それらの申立てを行った時点で、クアルコムは、もはや当社へのチップの販売に前向  
12 きでなかった。それは非常に露骨で、我々にとって明白でした。それで、2005年に直面していた  
13 ノーライセンス、ノーチップの状況に逆戻りした。」 (記録謄本711頁12-16行目)。

14 クアルコムはさらに、チップ奨励金およびその他の支払いを継続してOEMを沈黙させてい  
15 る。たとえば、クアルコムとSamsungは、2018年初めに一連の契約を締結した。これには、戦略的  
16 関係契約の修正および再述、ならびに和解契約などが含まれる (JX-0122-001)。戦略的関係契約  
17 の修正および再述は、クアルコムのモデムチップを購入した場合にのみ販売奨励金を支払うこと  
18 をSamsungに約束しているように、クアルコムは、競合他社を除外するために、OEMがクアルコム  
19 のモデムチップを購入するよう奨励するクアルコムの慣行を継続している (JX0122-036~037)。  
20 Samsungが販売奨励金を受け取るには、プレミアムモデムチップを100%クアルコムから購入するこ  
21 と、および中階層および高階層以上のチップに関しては、少なくとも特定の数以上のチップを購  
22 入することが必要である (同典拠)。

24 和解契約では、ライセンス交渉におけるクアルコムの新戦術が表されている。クアルコム  
25 は、Samsungの反トラストの主張を消滅させるため、かつSamsungを沈黙させるために、Samsungに  
26 1億ドルを支払った (JX0122-054)。Samsungは、具体的には以下に基づいてなされた申立てを放  
27 棄した。  
28

1 本和解契約、2018年修正、CMCPA、および／または提携契約における交渉、実行、または条件に関する、強制またはその他同様の主張（中略）

2 クアルコムまたは関連会社の特許ライセンス行為、または (b) 私訴および規制措置におけるクアルコムまたは関連会社の行為（中略） [および]

3 提示された事実認定または結論に基づくか、またはそれに起因する一切の請求を含め、クアルコムの既存慣行が、米国の州および属領、韓国、またはその他一切の国もしくは管轄区域における一切の反トラスト法、競争法、類似の法律（米国連邦法を含む）、または同様にコモンローもしくは民法に違反しているという主張（中略）

4 (4) 米国連邦取引委員会（「USFTC」）がクアルコムに対して提起した（またはクアルコムに対する反訴を含む）訴訟の最終決定、和解合意、またはその他の処分（FTC対Qualcomm Incorporated, 事件番号5 : 17-CV-00220-LHK、カリフォルニア北部地区）。

5 (JX0122-050～052)。Samsungもまた、本訴訟およびその他の訴訟から撤退することに同意した。

6 Samsungは、一切の仲裁申立て、またはその他あらゆる形態における、クアルコムの既存の慣行が反トラストに違反することを主張する私訴および規制措置、ならびにその他の法的手続きの一切への実質的な参加（法律で義務付けられている範囲で、情報開示または証言録取などに参加する場合を除く）を取り下げるために、合理的に必要なすべての措置を迅速に講じる。Samsungは、一般的な目的が、Samsungまたはその関連会社のいずれかと第三者との間で、クアルコムの既存の慣行が反トラスト法、競争法、契約法、または同様の法律もしくは約束に違反すると主張または潜在的な主張が伴う私訴および規制措置、ならびにその他の法的手続きまたは協働における情報開示要求に対して、何らかの保護が適用される情報およびコミュニケーションを共有すること（まとめて「CIA」）を目的とする、既存のすべての共通利害契約およびその他一切の同様の契約を撤回する。

7 (JX0122-056)。

8 さらに、和解契約では、SamsungがKFTCに次の声明を出すことに同意した。「Samsungは、KFTCによる2017年命令に対するクアルコムの遵守状況についてSamsungがKFTCに提供する一切の声明において、クアルコムとの紛争が解決したことを認めることに同意し、かかる紛争の決議が、KFTCの2017年の命令に基づきなされたSamsungの要求を満たすものであったことを認めるものとする」 (JX0122-055)。

9 クアルコムはさらに、競合モデムチップ供給業者へのライセンス供与を拒否し続けている。Alex Rogers (QTL社長) は、「部品レベルでのライセンスは供与しない」と証言した（同典拠1978頁7行目）。部品レベルでのライセンスとは、モデムチップ供給業者へのライセンスのことである（同典拠1978頁5-6行目）。

10 したがって、クアルコムの違法行為はすべて衰えることなく継続している。日本、韓国、台湾、中国、欧州連合、および米国の政府が、2009年にはクアルコムのライセンス慣行の調査を

1 始めたにもかかわらず、この状況は同様であった。クアルコム自体が証券取引委員会（「SEC」）  
2 に提出した2017年度の年次業績報告書（10-K）で報告しているように（CX7257-097）。クアルコ  
3 ムのライセンス慣行を変えようとするそれらの調査に、クアルコムは対抗している。たとえば、  
4 2015年にクアルコム取締役のProject Phoenix委員会でBCGが発表したスライドのプレゼンテーシ  
5 ョンノートでは、クアルコムが、中国政府に1億5000万ドルの寄付をすることで、より深刻な制裁  
6 （ライセンスのないOEMへの販売拒否の禁止、または、より厳しいロイヤリティ料率の引き下げを  
7 含む）を回避したことが説明されている（CX3755-004）。

9 クアルコムの違法行為が続くことは、クアルコムの長年の戦略と一貫性がある。Derek  
10 Aberle（QTL社長）が作成し、Paul Jacobs博士（クアルコムCEO）、Steve Mollenkopf（クアルコ  
11 ム社長）およびSteve Altman（クアルコム副会長）に送信した2012年QTL戦略計画プレゼンテーシ  
12 ョンにおいて、Aberleは「ライセンス未保有事業体、または特許権消尽を主張する顧客への販売」  
13 という標題のスライドを含めた（CX6998-011）。「現在の顧客にチップの供給を停止した場合、  
14 損害賠償／制裁金、および継続供給を求めて反トラスト法抵触の訴えを提起する可能性がある」  
15 とAberleは書いた（同典拠）。「戦略」という標題のセクションで、Aberleは次の戦略を特定し  
16 た。「必要に応じて供給を停止しながら、上記の損害賠償請求に対する当社の防御力を最大化す  
17 るコミュニケーション／行動計画を策定すること。」（同典拠）。2012年7月、クアルコムでは、  
18 クアルコム取締役に同じスライドが同じ戦略で提示された。「必要に応じて供給を停止しながら、  
19 上記の損害賠償請求に対する当社の防御力を最大化するコミュニケーション／行動計画を策定す  
20 ること。」（CX6974-070）。

23 したがって裁判所は、クアルコムの違法行為は「継続的」であるか、再発する可能性が高  
24 いと結論付ける。

26 クアルコムは、クアルコムの慣行が進行中であっても、クアルコムがCDMAおよびプレミア  
27 ムLTEモデムチップ市場で独占力を維持し続けている場合にのみ、差止め命令を発行できると主張  
28 している（QC FOFCOL、142頁）。ただし、クアルコムは、原告が将来の市場力を立証する必要が

1 ある、という法的要件を満たしていない。裁判所はすでに、「クアルコムによる過去の行為の証  
2 拠は、違反が「再発する可能性が高い」かどうかを立証するのに十分である」と結論付けている  
3 (電子事件ファイルNo. 997、7頁 (Evans Prods. Co.、合衆国控訴審裁判所判例集第2版775巻1087  
4 頁を引用)。

5  
6 いずれにせよ、クアルコムの内部文書および公式声明が、次世代モデムチップである5Gへ  
7 の移行時に、クアルコムが市場の独占を繰り返す可能性が高いことを示している。ここで、内部  
8 文書および公式声明の両方において、クアルコムは一貫して、5Gモデムチップの開発において競  
9 合モデムチップ供給業者に先んじていると述べている。

10  
11 たとえば、2018年1月にクアルコムの株主に宛てた手紙において、Steve Mollenkopf (ク  
12 アルコムCEO) は、「5Gへの移行において、クアルコムは競合他社より12~24か月進んでいる。こ  
13 れは、当社の革新と技術の進歩の結果である。」と述べた (CX8198-004)。裁判において、  
14 Mollenkopfは彼の2018年1月の声明はその時点で真実であったことに同意した (記録謄本765頁17-  
15 19行目)。同様に、2018年1月の収支報告のクアルコムの台本には、次の要点が含まれている。

16 「もう1つの重要な分野は5Gであり、当社は5Gへの移行において、主要な競合他社に対して12~24  
17 か月の差をつけていると推定している。」 (CX8195-083)。台本はさらに、クアルコムが、「5G  
18 を市場に出すために世界中ですでに提携している」通信事業者とOEMを強調している (同典拠)。

19  
20 内部的には、クアルコムはそのリーダーシップ地位について同様のメッセージを維持して  
21 いる。たとえば、2017年12月のクアルコム取締役会のために準備されたプレゼンテーションには  
22 「グローバル5Gモメンタム」というスライドが含まれ、そこにはクアルコムが複数のOEMと取り組  
23 む既存の5G設計の取り組みが強調されていた (CX8196-129)。さらに、「2017年度戦略計画検討」  
24 というタイトルでDerek Aberle (クアルコム社長) およびAlex Rogers (QTL社長) に送信された  
25 QTLのスライド資料では、収益上位20のクアルコムのライセンシーのうち12社が、有効期限未確定、  
26 かつ、すでにいくつかの5G特許が網羅されている可能性のあるライセンス契約を結んだことを強  
27 調している (CX7122-016)。2017年12月にクアルコムの取締役と共有された別のスライド資料中  
28

1 の「5Gリーダーシップサマリー」スライドにおいて「SamsungとHiSiliconがQCTと競争することが  
2 予想される」が、「IntelとMTKは市場投入への遅れをとっている」、と記載されているように、  
3 クアルコムは5Gでいくらかの競争に直面する可能性があることを認めた (CX8191-121)。

4 しかし、それ以来、クアルコムは5Gでのポジショニングについて楽観的な立場を保持した。  
5 なぜなら通信規格の移行経験があったからだ。2018年1月、クアルコムは「価値創造のための明確  
6 なロードマップ」という標題のスライド資料を株主に提示した (CX8197-001)。1つのスライドに  
7 は、「テクノロジーの移行により、クアルコムに大きな利益がもたらされる」と述べられている  
8 (CX8197-020)。具体的には、「3Gから4Gへの移行時には、クアルコムの収益は2倍以上になっ  
9 た。」 (同典拠)。さらに、クアルコムは「3Gから4Gへのテクノロジー移行の最初の3年間で全体  
10 の80%のシェアを獲得した」 (同典拠)。したがって、5Gが差し迫っている今、「クアルコムの株  
11 主は5G投資で実質的な利益を達成しようとしている」 (同典拠)。裁判において、Steve  
12 Mollenkopf (クアルコムCEO) は、前述の各説明が真実であることを認めた (記録謄本766頁6-18  
13 行目)。

14 さらに、クアルコムは、QTLとQCTを分割するかどうかに関する2015年のProject Phoenix  
15 分析中に、5Gでの潜在的な利点を明確に検討した。クアルコム執行委員会議に先立った2015年4月  
16 の一連のメールにおいて、Steve Mollenkopf (クアルコムCEO) とDavid Wise (クアルコム上級副  
17 社長兼財務責任者) は、来る5Gへの移行が、QTLとQCTの分割の是非にどのように関わるべきかに  
18 ついて意見を交換した (CX5913-001)。Steve Mollenkopfは、David Wiseおよび  
19 「exc@qualcomm.com」の電子メール配信リストに、「分割しないことについての議論の1つは、5G  
20 に準備する必要があるということだ」と書いている (CX5913-001)。当時Project Phoenix分析に  
21 取り組んでいたDavid Wiseは、電子メールのスレッド全員に返信し、クアルコムが5Gモデムチッ  
22 プで先導できれば、当社のロイヤリティ料率を保持し続けることができると説明した。  
23  
24  
25  
26

27 5Gの主なポイントは、個別でQTLライセンスモデル拡張するよりも一緒のほうが良いという  
28 ことである。支出水準についての問題というよりも。標準化プロセスと規制における当社の  
強みがより重要である。分割すれば、QTLが分離され、技術を標準化に関与させるのに非効

1 果的である。QCTの販売もない。長期的には、独立したQTLはさほど成功要因とは見られない  
2 可能性があり、そのモデルにより強い圧力がかかり、衰退あるいはさらに深刻な状況に陥る  
3 可能性がある。何年間かは両者を契約により維持できるが、ドルが弱く、QTLモデルを削減  
4 することに同様に賛成するであろうQCTによって複製される可能性があるという事実により  
5 さらに悪化であろう。

6 (CX5913-001)。

7 OEMおよび競合モデムチップの供給業者も、クアルコムが5Gチップを先導する可能性が高  
8 いことを認識している。同僚への2016年5月の電子メールにおいて、Todd Madderom (Motorola調  
9 達部長) は「調達は、MTKとIntelからの5Gチップセットの代替品を積極的に検討している。ど  
10 ちらの供給業者も、当社が求める緊急性に対応していない。これは非常に懸念されており、新しい  
11 技術ギャップが生じていることを示唆している。これにより、クアルコムが再び支配的で独占的  
12 な立場に置かれることになる。」と述べている (CX2125-001)。Madderomは裁判において一貫し  
13 て証言した。「私が書いたのは、クアルコムが市場でリセットすれば当社もリセットをすること  
14 になり、おそらくクアルコムが他社 (MediaTekやIntelが追いつくのに数年かかった競争上の代替  
15 案としての競合他社) よりも数年先導することになるということである (Madderom証言録取書、  
16 234頁17-23行目)。

17 FinBarr Moynihan (MediaTekの企業営業および事業開発担当統括マネージャー) は、  
18 MediaTekがクアルコムに後れを取っているため、「アメリカのような市場に必要とされる5Gの特  
19 色においては、まだ大きなギャップがあると思います」と証言した (記録謄本380頁1-5行目)。

20 Aicha Evans (Intel最高戦略責任者) は、Intelが2019年後半に5Gモデムチップをリリースする予  
21 定であると証言した (記録謄本619頁7-16行目)。

22 したがって、競合他社が5Gチップの商品化を予想しているが、クアルコムの社内文書およ  
23 び声明には、クアルコムがすでに5G設計でかなりの数の有力OEMと関わっており、5Gへの移行によ  
24 り、クアルコムが5Gモデムチップ市場で優位な地位を獲得できる可能性があることが示されてい  
25 る (CX8196-129) (クアルコムがOEMと交わした5G契約リスト) ; (CX8197-020) (5G移行により  
26 クアルコムが5G市場において支配的なシェアを獲得できるというクアルコムの予測)。クアルコ  
27  
28

1 ムがまだ5Gモデムチップを販売していないためサムスンとの5Gライセンス契約には反競争的行為  
2 が含まれない、というクアルコムの主張は、これにより破棄される（QC事実審理前協議要約17  
3 頁）。クアルコムの言う通りクアルコムが5Gチップを先導している場合、Samsungはクアルコムの  
4 5Gライセンス契約に署名してクアルコムのチップ供給へのアクセスを確保することしか選択の余  
5 地はなかった。

7 さらに、第9巡回区は、違法行為の「再発の可能性」がある場合、差止め命令が適切であ  
8 ると判示している（Affordable Media、合衆国控訴審裁判所判例集第3版179巻1237頁、被告が違  
9 法行為を停止していたにもかかわらず、「再発の可能性」により、地裁がFTC法に基づき将来の行  
10 為に対する差止め命令を適切に下したと判示している）。さらに、米国最高裁判所は、政府が法  
11 律違反を立証した場合、救済策に関する未解決点はすべて政府の判断で解決されると判示してい  
12 る（E. I. du Pont de Nemours & Co.、米国最高裁判所判例集366巻334頁）（政府が法律違反を立  
13 証した場合、「救済策に関する未解決点はすべて[政府の]判断で解決される」と判示してい  
14 る）。

16 したがって、クアルコムの違法行為が継続しており、5Gでクアルコムが支配的になる多大  
17 なリスクがあるため、裁判所は、違法行為が再発する可能性が高く、恒久的差止め命令が正当化  
18 されると結論付ける（W. T. Grant Co. 参照、米国最高裁判所判例集345巻633頁、「違反が再発する  
19 認識可能な危険が存在する」場合、FTC法に基づく差止め命令が正当化されると判示している）。

### 21 C. 差止め命令

22 裁判所は次に、適切な救済策について検討する。FTCの訴状には、「クアルコムは、合法  
23 的な行為に従事することを永久に禁じられる」、および「クアルコムは、同様および関連行為に  
24 将来従事することを永久に禁じられる」と求める以外は、救済案が明記されていない。本件訴状  
25 32頁両当事者の合同陳述において、FTCは求める救済案を明記し、裁判所に要求している。

27 (1) クアルコムが、顧客の特許ライセンス状況によってモデムチップ供給を条件付けする  
28 ことを禁止する。

(2) クアルコムに、該当する場合、モデムチップ供給、または関連技術、ソフトウェア、



1 もしくはその他支援の利用機会の喪失、またはその提供に関する差別的な扱いのない条件  
2 でもって、誠実に顧客とライセンス条件を交渉または再交渉することを要求する。

3 (3) クアルコムに、必要に応じて仲裁または司法紛争解決策に従い、顧客がそのような解  
4 決を追求することを選択した場合、合理的なロイヤリティおよびその他のライセンス条件  
5 を決定することを要求する。

6 (4) クアルコムに、モデムチップ供給業者が公平、合理的、かつ非差別的な条件で包括的  
7 SEPライセンスを利用できるようにし、必要に応じて、かかる条件を決定するための仲裁ま  
8 たは司法紛争解決策に従うことを要求する。

9 (5) クアルコムが、ライセンス条件をめぐる紛争、または、顧客のライセンス状況を要因  
10 として、モデムチップ顧客またはモデムチップ供給業者に対して何らかの差別または報復  
11 を行うことを禁止する。

12 (6) クアルコムが、ライセンス条件への同意を条件として顧客に支払いまたはその他の価  
13 値を提供することを禁止する。

14 (7) クアルコムが、モデムチップの供給に関する明示的または事実上の排他的取引契約を  
15 締結することを禁止する。

16 (8) クアルコムが、潜在的な法執行または規制事項について、政府機関と連絡を取り合う  
17 顧客の能力を妨害することを禁止する。

18 (9) クアルコムに、法的遵守、および監視の手順ならびに適切な「囲い込み」規定を遵守  
19 することを要求する。これには特許ライセンスとチップ担当者間における潜在的なファイ  
20 アウォールが含まれるが、これに限定されない。

21 (10) クアルコムの行為の再発を防止するために必要かつ適切であると裁判所が判示した  
22 その他一切の救済策を課すこと。

23 (電子事件ファイルNo. 1314-3、3-4頁)。

24 差止め命令の範囲に関する米国最高裁判所の判例では、「反トラスト法訴訟における救済  
25 命令は、「市場が反競争的行為から解放」され、「違法な独占を終結させ、被告が法的違反によ  
26 る利益を享受することを否定し、将来独占となる可能性のある慣行が残っていないことを確認す  
27 ること」。」ことが説示されている (Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻103頁)

28 (Ford Motor Co.、米国最高裁判所判例集405巻577頁、およびUnited Shoe Mach. Corp、米国最  
高裁判所判例集391巻250頁を引用)。「独占事件の適切な救済により、結合を終結させ、違法行  
為による一切の利益を被告から奪い、法に違反していることが判明した独占力を分割、または無  
力にするべきである。」 (Grinnell、米国最高裁判所判例集384巻577頁)。したがって、裁判所が

「以前に追行された同様の行為に対する単純な禁止事項を超えて」差止め命令を下すことは「完  
全に適切」である (Nat' l Soc' y of Prof' l Eng' rs、米国最高裁判所判例集435巻698頁)。

クアルコムは、FTCがクアルコムの独占力保持の主張および立証した範囲にとどまらず、  
全モデムチップ市場においてクアルコムの行為を禁止することを要求しているため、FTCが提案す

1 る救済は過度に広範囲であるという包括的な主張を提起している (QC FOFCOL、144頁)。クアル  
 2 コムは、そのような救済策は「申立てられた特定の損害を救済するために策定された」ものでは  
 3 ないと主張している (同典拠) (Lamb-Weston, Inc. 対McCain Foods, Ltd. を引用、合衆国控訴審  
 4 裁判所判例集第2版941巻970頁、974頁 ; 第9巡回区1991年)。しかしながら、本議論は単純化され  
 5 ており、事実上誤りである。

7 クアルコムは、WCDMAライセンス契約においては、CDMA市場力を利用して不当に高額なロ  
 8 イヤリティ料率を取得することはできなかった、と主張しているが、クアルコムの専門家証人で  
 9 あるDr. Aviv Nevoは、裁判において、クアルコムのWCDMAライセンス契約がしばしばCDMA携帯端  
 10 末の販売を網羅していると認めた (記録謄本1646頁9-13行目)。したがって、クアルコムがCDMA  
 11 モデムチップをレバレッジにすることで、WCDMAライセンス交渉に影響を与える可能性がある。さ  
 12 らに、クアルコムは、複数の通信規格に準拠するマルチモードモデムチップを主に販売している  
 13 (記録謄本1355頁2-6行目)。したがって、OEMがクアルコムのマルチモードLTEまたはCDMAモデム  
 14 チップの利用を必要とした場合、プレミアムLTEおよびCDMAモデムチップ市場におけるクアルコム  
 15 の独占が、クアルコムの他のライセンス交渉に影響を与える可能性がある (E. I. du Pont de  
 16 Nemours & Co. も参照、米国最高裁判所判例集366巻334頁、政府が法律違反を立証した場合、「救  
 17 済策に関する未解決点はすべて政府の判断で解決される」と判示している)。

20 ただし、裁判所は、FTCが提案する救済策の一部はあいまいであるか、「市場を反競争的  
 21 行為から解放」し、「違法な独占を終結させ、被告が法的違反による利益を享受することを否定  
 22 し、将来独占となる可能性のある慣行が残っていないことを確認する」ためには必要でないこと  
 23 に同意している (Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻103頁、引用は省略)。

25 最後に、裁判所は、本裁判が終了してから3か月以上経過した後、米国が利害陳述書を提  
 26 出したことに注目する (電子事件ファイルNo. 1487)。米国は、裁判所がFTC法違反を立証した場  
 27 合、裁判所が「追加の説明を許可し、差止めによる救済の範囲と影響に関する一切の紛争を解決  
 28 するために証拠審理を設ける必要がある」と主張する (同典拠3頁)。ただし、「救済の問題が責

1 任問題を扱う裁判で扱われた」場合、証拠審問は必要ない（Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例  
2 集第3版253巻101頁）。

3       ここで、たとえば、両当事者は、クアルコムが競合モデムチップ供給業者にSEPライセン  
4 スを供与するよう要求することの妥当性、および救済策の範囲または内容に関するその他の問題  
5 について、かなりの証言、証拠、および議論を示した（たとえば、QX2778C-012参照、モデムチッ  
6 プ供給業者へのライセンス供与に関するFTC民事調査要求に対するNokiaの対応）（記録謄本1913  
7 頁3-16行目、クアルコムの専門家証人Aviv Nevo博士が、モデムチップ購入前にOEMに別途ライセ  
8 ンスへの署名を要求するというクアルコムの強制的な慣行の意味合いについて証言している）、  
9 （記録謄本1432頁25行目-1434頁21行目、Fabian Gonell（QTL法務担当兼上級副社長兼ライセンス  
10 戦略担当）が、クアルコムに競合モデムチップ供給業者にSEPライセンスを供与することを要求す  
11 ることの意味合いについて証言している。）、（記録謄本2169頁12行目-2173頁3行目、既存の特  
12 許ライセンスをOEMと再交渉することをクアルコムに要求することの影響を含む、救済策に関する  
13 クアルコムの最終弁論）。

14       さらに、米国が主に依存しているMicrosoftの状況は区別できる。Microsoftでは、「2つ  
15 の別々の証拠提示の際に、原告による事実提示に異議を申立てたであろう（中略）23人の証人を  
16 Microsoftが特定した」にもかかわらず、地裁は集中排除命令を要求するという特別な救済策を講  
17 じた（同典拠101頁）。地方裁判所は「重大な事実の不一致」を認めたが、証拠審問の開催を拒否  
18 した（同典拠）。本件において、米国はかかる不一致または状況を特定していない。したがって、  
19 裁判所は、救済の問題に関する証拠審問の開催を拒否する。

20       上記の原則に従い、また裁判所の実事認定および法的結論に基づき、裁判所は以下の差止  
21 め救済を命じる。

22       (1) クアルコムは、顧客の特許ライセンス状況によりモデムチップの供給を条件付ける  
23 ことはできない。また、クアルコムは、モデムチップ供給、または関連技術支援もしくはソフト  
24 ウェアの利用について、利用機会の喪失や差別的な提供の脅威がない条件下で、誠実に顧客とラ  
25 26 27 28

1 イセンス条件を交渉または再交渉しなければならない。

2 本救済策は、裁判所がシャーマン法に基づく反競争的行為であると判示した次のクアルコ  
3 ムの慣行に対処している。モデムチップを余すところなく販売しないこと、OEMがモデムチップを  
4 購入する前に別のライセンスに署名させること、および、OEMへのチップ供給と技術支援を遮断し、  
5 ソフトウェアの利用を遅らせるか取り消すこと。クアルコムがOEMへのチップ供給、技術支援、ソ  
6 フトウェア利用を遮断することを禁止することで、クアルコムとOEMは、モデムチップにおけるク  
7 アルコムの独占力を反映する条件ではなく、クアルコム特許の公正価値を反映する特許ライセン  
8 ス条項を交渉できる。証拠によれば、クアルコムが5Gモデムチップで市場力を持ち、不当に高い  
9 ロイヤリティを引き出すためにその優位性を行使できるという十分な危険性が示された。したが  
10 って、クアルコムがOEMのチップ供給、技術支援、およびソフトウェアの利用を遮断することを禁  
11 止すれば、「将来独占につながる可能性のある慣行がないことを確認する」助けとなる  
12 (Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻103頁)。

13 既存の特許ライセンス契約の再交渉をクアルコムに義務付けることも、「[クアルコムの]  
14 法定違反の利益享受」に対処している (United Shoe Mach. Corp、米国最高裁判所判例集391巻  
15 250頁)。チップ供給、技術支援、またはソフトウェア利用を喪失する脅威のもとで交渉されたク  
16 アルコムの既存特許ライセンスの多くは、期限が長期的または永続的である。たとえば、2017年  
17 のクアルコムスライド資料には、ライセンス収益上位20のライセンシーのうち12社が、特許ライ  
18 センス有効期限が未確定、かつ5G技術がすでに網羅されている可能性のある契約を締結している  
19 ことが記載されている (CX7122-016)。

20 クアルコムの特許ライセンスが反競争的行為の産物であることを認めた上で、それらのラ  
21 イセンスをそのままにしておくことは、裁判所にとって理にかなわないことである。クアルコム  
22 が不当に高いロイヤリティ料率を請求し続けることを許可すると、競合他社チップに対する人為  
23 的な上乗せ金が永続することになり、競合他社、OEM、および消費者に害を与え、クアルコムがシ  
24 ャーマン法違反による利益を引き続き享受できることになる。したがって、裁判所は、クアルコ  
25 26 27 28

1 ムにそれらのライセンス契約の再交渉を要求する必要があると判断する (Grinnell参照、米国最  
2 高裁判所判例集384巻577頁、「独占事件の適切な救済により、同盟を終結させ、違法行為による  
3 一切の利益を被告から奪うべきである」と判示している、強調追加)。

4 チップ供給、技術支援、ソフトウェア遮断の脅威のないライセンス契約の交渉と再交渉を  
5 実施すること要求することで、クアルコムとOEMが、クアルコムの特許の公正価値を反映するライ  
6 センス条件を交渉できる。本救済策は、単にクアルコムの将来の行為を禁止するものではなく、  
7 クアルコムに多くのライセンスの再交渉を要求するものであるが、裁判所が「以前に追求した特  
8 定の行為に対する単純な禁止事項を超えた」差止め命令を下すことは、「完全に適切」である  
9 (Nat' l Soc' y of Prof' l Eng' rs、米国最高裁判所判例集435巻698頁)。

10  
11 (2) クアルコムは、モデムチップ供給業者が公平、合理的、かつ非差別的な (「FRAND」)  
12 条件で包括的SEPライセンスを利用できるようにし、必要に応じて、かかる条件を決定するための  
13 仲裁または司法紛争解決策に従わなければならない。

14  
15 本救済策は、クアルコムが競合モデムチップ供給業者に対して、FRAND条件でのライセン  
16 ス供与を拒否することに対処しており、この行為は裁判所によってシャーマン法に基づく反競争  
17 的行為であると判示された。したがって、クアルコムに、FRAND条件で競合モデムチップ供給業者  
18 にSEPライセンスを供与するよう要求することで、「市場を反競争的行為から解放」する (Ford  
19 Motor Co.、米国最高裁判所判例集405巻577頁)。クアルコムは、そのような救済策が業界の慣習  
20 と一致しないと主張しているが、クアルコムは2012年、クアルコムがモデムチップ供給業者にラ  
21 イセンス供与していたのは、携帯端末レベルでOEMにライセンス供与することが「非常に利益が上  
22 がる」と決定するまでであった、とIRSに認めた (CX6786-R、71頁18-23行目)。したがって、ク  
23 アルコム自体が、競合モデムチップ供給業者にSEPライセンスを供与している。

24  
25 競合モデムチップ供給業者にSEPライセンスを供与することは、クアルコム既存の自発的  
26 FRAND宣言とも一貫するものである。競合モデムチップ供給業者へのSEPライセンス供与をクアル  
27 コムに要求することにより、本件の反競争的行為がなくなる。なぜならクアルコムの競合他社が  
28

1 侵害訴訟を恐れずにモデムチップ市場に参入できるためである。さらに、競合モデムチップ供給  
2 業者へのSEPライセンス供与をFRAND条件で要求することにより、クアルコムのモデムチップSEPを  
3 公正に評価することが可能になる。なぜならモデムチップ供給業者が、チップ供給レバレッジの  
4 影響を受けないためである。最後に、FRAND紛争については、仲裁および司法紛争解決手続きがす  
5 ぐに実施されている。

7 (3) クアルコムは、モデムチップの供給に関する明示的または事実上の排他的取引契約  
8 を締結してはならない。

9 本救済策は、クアルコムによる、Appleとの独占取引契約、LGE、BlackBerry、Samsungお  
10 よびVIVOそれぞれとの事実上の独占的取引契約、ならびにMotorolaおよびLenovoに対する事実上  
11 独占的取引契約の申し出に対処するものである。クアルコムの独占取引契約により、CDMAおよび  
12 プレミアムLTEモデムチップ市場の実質的なシェアから、クアルコムのライバルが排除された。独  
13 占取引契約は、モデムチップ市場のように、「高度に集中」しており、市場参加者がほとんどな  
14 く、参入障壁が大きい市場において特に緊迫している（ZF Meritor、合衆国控訴審裁判所判例集  
15 第3版696巻284頁）。独占者による独占取引は特に、「競争に害を与えるというまっとうな懸念を  
16 提起する」（Microsoft、合衆国控訴審裁判所判例集第3版253巻70頁）。

19 2018年、クアルコムは、所定の年においてSamsungがプレミアムモデムチップをクアルコ  
20 ムから100%購入した場合にのみ、Samsungにチップ奨励金を提供することに同意した（JX0122-036  
21 ~037）。裁判所は、クアルコムがSamsungと、当該事実上独占契約を締結したのは、KFTCがクア  
22 ルコムのライセンス慣行についてクアルコムに不利となる審決を出した1年後であり、FTCが本訴  
23 訟を提起した1年後であることに注目する。

25 したがって、クアルコムは市場から競合他社を排除する可能性のある独占取引を継続して  
26 いる。さらに、クアルコムは、LTE移行中（その際プレミアムLTEモデムチップ市場のシェアを  
27 100%維持していた）にAppleとの独占取引契約を締結した。携帯電話業界は、新世代である5Gへの  
28 移行準備を進めており、クアルコム自体の内部声明および公的声明において、クアルコムが「5G

1 への移行では主要競合他社に12～24か月先んじている」と提示されている (CX8195-083)。した  
2 がって、クアルコムが5Gモデムチップ市場で独占権を握る可能性が十分にあり、モデムチップの  
3 供給に関する独占取引契約がその新興市場での競争を排除する可能性がある。

4 さらに、裁判所は、第9巡回区が違法行為の「再発の可能性」がある場合、差止め命令が  
5 適切であると判示したことに注目する (Affordable Media、合衆国控訴審裁判所判例集第3版179  
6 巻1237頁、被告が違法行為を停止していたにもかかわらず、「再発の可能性」により、地裁がFTC  
7 法に基づき将来の行為に対する差止め命令を適切に下したと判示している)。さらに、米国最高  
8 裁判所は、政府が法律違反を立証した場合、救済策に関する未解決点はすべて政府の判断で解決  
9 されると判示している (E. I. du Pont de Nemours & Co.、米国最高裁判所判例集366巻334頁、政  
10 府が法律違反を立証した場合、「救済策に関する未解決点はすべて[政府の]判断で解決される」  
11 と判示している)。

14 (4) クアルコムは、潜在的な法執行または規制事項について、政府機関と連絡を取り合  
15 う顧客の能力を妨害してはならない。

16 本救済策が、クアルコムによる継続的なシャーマン法違反からの保護となる (W. T. Grant  
17 Co. 参照、米国最高裁判所判例集345巻633頁、「違反が再発する認識可能な危険が存在する」場合、  
18 FTC法に基づく差止め命令が正当化されると判示している)。市場参加者の支援なしでは、政府機  
19 関は、潜在的な法執行または規制事項の追求において無力となる可能性がある。クアルコムのOEM  
20 顧客の多くは、FTC側およびクアルコム側の双方の弁論において証言を行った。したがって、本救  
21 済策は、市場を反競争的な行動から解放することを目的としている (Microsoft参照、合衆国控訴  
22 審裁判所判例集第3版253巻103頁)。本救済策はさらに、本件におけるクアルコムの行為も対象に  
23 する。なぜならクアルコムは、本訴訟が係属中であるにもかかわらず、OEM顧客が政府機関を支援  
24 する能力を妨害したためである。

27 2018年1月 (KFTCが2017年1月にクアルコムに対する審決を出し、クアルコムに9億2,700万  
28 の罰金を科した1年後、およびFTCが本件訴状を提出した1年後)、クアルコムはSamsungに1億ドル

1 を支払いSamsungの反トラストに関する申立てを消滅させ、クアルコムによる一切の反競争的行為  
2 についてSamsungを沈黙させた。たとえば、和解契約において、Samsungは具体的には以下に基づ  
3 いてなされた申立てを放棄した。

4 本和解契約、2018年修正、CMCPA、および／または提携契約における交渉、実行、または  
5 条件に関する、強制またはその他同様の主張（中略）  
6 クアルコムまたは関連会社の特許ライセンス行為、または（b）私訴および規制措置におけ  
7 るクアルコムまたは関連会社の行為（中略）[および]提示された事実認定または結論に基  
8 づくか、またはそれに起因する一切の請求を含め、クアルコムの既存慣行が、米国の州お  
9 よび属領、韓国、またはその他一切の国もしくは管轄区域における一切の反トラスト法、  
10 競争法、類似の法律（米国連邦法を含む）、または同様にコモンローもしくは民法に違反  
11 しているという主張（中略）（4）米国連邦取引委員会（「USFTC」）がクアルコムに対し  
12 て提起した（またはクアルコムに対する反訴を含む）訴訟の最終決定、和解合意、または  
13 その他の処分（FTC対Qualcomm Incorporated、事件番号5 : 17-CV-00220-LHK、カリフォル  
14 ニア北部地区）。

15 （JX0122-050～052）。さらに、2018年の和解合意において、Samsungは、法律で義務付けられて  
16 いる参加を例外として、本訴訟およびその他の反トラスト訴訟への参加を撤回すると約束した。

17 Samsungは、一切の仲裁申立て、またはその他あらゆる形態における、クアルコムの既存の  
18 慣行が反トラスト法、競争法、または類似の法律に違反することを主張する私訴および規  
19 制措置、ならびにその他の法的手続きの一切への実質的な参加（法律で義務付けられてい  
20 る範囲で、情報開示または証言録取などに参加する場合を除く）を取り下げるために、合  
21 理的に必要なすべての措置を迅速に講じる。

22 （JX0122-056）。

23 さらに、Samsungは、KFTCに次の声明を出すことに同意した。「Samsungは、KFTCによる  
24 2017年命令に対するクアルコムの遵守状況についてSamsungがKFTCに提供する一切の声明において、  
25 クアルコムとの紛争が解決したことを認めることに同意し、かかる紛争の決議が、KFTCの2017年  
26 の命令に基づきなされたSamsungの要求を満たすものであったことを認めるものとする」

27 （JX0122-055）。クアルコムが以上のこと、および反トラストの申立てを消滅させることを追求  
28 すれば、政府の反トラスト法施行能力が脅かされ、クアルコムの将来の違法行為が報告されなく  
なる可能性がある。

クアルコムがコンプライアンスと監視手順に従うように求める以下の裁判所命令を考えると、本救済策は特に適切である。このような監視の過程で、FTCは、OEM顧客および他の市場参加者から情報を求め、クアルコムのライセンス慣行を禁ずる裁判所命令に対する遵守状況を確認す



1 がある場合がある。OEMがFTCに連絡をとることをクアルコムが妨げれば、そのような調査を不能にす  
2 る可能性がある。

3 (5) クアルコムが上記救済策を確実に遵守するために、裁判所は、クアルコムに遵守お  
4 よび監視の手続きに7年間従うことを命じる。具体的には、クアルコムは、裁判所に命じられた上  
5 記の救済策の遵守状況を、FTCに毎年報告するものとする。

7 FTCの執行措置においては、被告がFTCによる遵守状況の報告または監視に従うよう、裁判  
8 所が要求する場合があることが、十分に確立されている (United States Dep' t of Justice対  
9 Daniel Chapter One参照、合衆国地方裁判所判例集第3版89巻、132頁、144頁 ; コロンビア特別区  
10 控訴審裁判所2015年、判例を引用し「裁判所は、恒久的差止め命令の遵守を確実にするため、記  
11 録の保管と監視を命じることができる」と判示している)。たとえば、FTC対Direct Marketing  
12 Concepts、Inc. (合衆国地方裁判所判例集第2版648巻202頁、マサチューセッツ地区2009年) にお  
13 いて、地方裁判所は、監視規定は適切であると結論付けた。なぜなら、被告が「暫定差止め命令  
14 に違反」したか、あるいは「注意不十分の記録を示した」ためである (同典拠216頁)。

16 同様に、長年にわたる外国政府の調査、審決、および制裁金にもかかわらず、クアルコム  
17 が違法なライセンス慣行を変更できなかったことは、監視規定が対処するにもっともな執着を示  
18 唆している。FTCの執行訴訟において、他の裁判所は、規定が20年間の報告を要求する場合でさえ、  
19 遵守報告要件が「過度の負担」ではないと判示している (Fed. Trade Comm' n対John Beck  
20 Amazing Profits LLC参照、合衆国地方裁判所判例集第2版888巻1006頁、1016頁 ; カリフォルニア  
21 中央地区2012年)。したがって、裁判所は、クアルコムに年次遵守報告書の提出、およびFTCによ  
22 る監視への服従を要求することが、本件において適切であると判示する。

25 **上記の通り命令する。**

26 日付 : 2019年5月21日

27 LUCY H. KOH  
28 合衆国連邦地方裁判所判事